

草の根・人間の安全保障無償資金協力に係る

本邦 NGO によるフォローアップ事業報告書

対象国：ウズベキスタン共和国

2014 年 12 月

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

目次

1. はじめに
2. 調査の背景
3. 調査の概要
4. 調査日程
5. 調査実施者
6. 各案件の調査所見及び写真
 - (1) 平成 23 年度 血液学研究所付属病院機材整備計画
 - (2) 平成 23 年度 タシケント市第 106 聴覚障害児学校機材整備計画
 - (3) 平成 22 年度 サマルカンド州サマルカンド市第 33 学校機材整備計画
 - (4) 平成 22 年度 サマルカンド州タイラック地区第 45 学校機材整備計画
 - (5) 平成 24 年度 サマルカンド州タイラック地区第 47 学校機材整備計画
 - (6) 平成 23 年度 ブハラ州精神・神経症小児リハビリセンター機材整備計画
 - (7) 平成 23 年度 フェルガナ州フェルガナ市第 9 学校機材整備計画
 - (8) 平成 22 年度 フェルガナ州フェルガナ市病院機材整備計画
 - (9) 平成 21 年度 アンディジャン州アンディジャン市第 37 学校機材整備計画
 - (10) 平成 22 年度 アンディジャン州総合医療センター機材整備計画
 - (11) 平成 23 年度 ナマンガン州トラクルガン地区第 38 学校機材整備計画
7. 考察
8. 提言

1. はじめに

本報告書は在ウズベキスタン日本国大使館(以下「在ウズベク大」と略)の委託を受け、2014 年 11 月 4 日(火)～12 日(水)の日程で実施した「草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下、「草の根無償」と略)フォローアップ事業」の結果をまとめ、提言を付記したものである。

本調査の目的はウズベキスタンにて実査された草の根無償のうち、在ウズベク大が選定した 11 の事業を聞き取り及び調査訪問し、下記の点を明らかにすることにあつた。

- 供与機材の使用状況及び管理状況
- 支援事業の広報
- 支援事業の成果と課題

さらに、結果をもとに考察を加え、新たな視座を示しつつ、以下の三者に対して提言をまとめた。

- 在ウズベク大
- 外務本省
- 外務本省と特定非営利活動法人国際協力 NGO センター(JANIC)

なお、今回の調査では日程及び地理等の制約により、下記についてあらかじめお断りしておく。

- 訪問した事業が教育分野及び保健・医療分野に集中していることから、必ずしも在ウズベク大が実施している草の根無償の全体を網羅したものではない。
- 証憑の確認や支援内容の詳細な検討は行っていない。

本調査には在ウズベク大の職員のサポートを受けて、当会職員 2 名が事業のステークホルダーへの聞き取りを含め、様々な側面から調査を行った。また、外務省国際協力局より 2 名の職員が同行した。

最後に、本調査に対しては在ウズベク大、外務省国際協力局開発協力総括課並びにウズベキスタン側の関係者各位に多大な協力をいただいた。ここに感謝の念を記すとともに、本報告書が草の根無償のさらなる効率的・効果的な実施に向けての一助となることを期待する。また、ウズベキスタンでの支援に様々な形で携わった方々に貴重な情報を提供いただいた。改めて御礼を申し上げる。今後、日本とウズベキスタンの関係が一層深化することを祈念するものである。

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
事務局長 千賀 邦夫

要約

本報告書は在ウズベキスタン日本国大使館(以下「在ウズベク大」と略)の委託を受け、2014年11月4日(火)～12日(水)の日程で実施した「草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下、「草の根無償」と略)フォローアップ事業」の結果をまとめ、提言を付記したものである。

本調査の目的はウズベキスタンにて実施された草の根無償のうち、在ウズベク大が選定した11の事業を聞き取り及び調査訪問し、下記の3点を明らかにすることにあつた。

- 供与機材の使用状況及び管理状況
- 支援事業の広報
- 支援事業の成果と課題

1. フォローアップの結果

草の根無償の枠組みでみれば、目的をほぼ達成しているとみなすことができる。

- 確認した範囲では供与機材はほぼ適切に使用、維持、管理されている。但し、一部の機材では使用しにくい状況にある。
- 被供与団体は事業期間、事業費を遵守したうえで事業を実施、完了報告書(会計報告書を除く)も提出している。
- 在ウズベク大は事前調査やフォローアップ調査などを丁寧を実施している。
- 地元メディアを中心に広報を行っている他、サインボードの設置等も積極的に行われている。

2. 提言

(1) 在ウズベク大への提言

- 草の根無償に関しての広報を強化すること。
- 申請を希望する団体や優良と思われる団体とのコンサルテーションを推進すること。
- 草の根無償のガイドラインを柔軟に運用し、対象に応じた支援を行うこと。
- 審査プロセスに関して、申請団体と情報の共有を図ること。
- ソフト・コンポーネントを入れる方向性へのシフトを考慮すること。
- JICA 実施事業との連携を検討すること。
- ウズベキスタン国内で支援の行き届いていない地域や分野への配慮を行うこと。

(2) 外務本省への提言

- 本フォローアップ事業の成果を活用して、適切に草の根無償を行っている国家への草の根無償スキームへの資金の割り当てを強めていくこと。
- 専門性を持つ人員の配置をしたり、専門分野の団体との連携を深めていくこと。

(3) 外務本省及び NGO 側のとりまとめ団体である JANIC への提言

- 本フォローアップ事業のフォーマットを整理すること。

(了)

2. 調査の背景

本調査は、2009 年度 NGO・外務省定期協議会「第 3 回連携推進委員会¹」において当時の外務省国際協力局開発協力総括課と NGO 側で設置が合意され、2010 年度より行われてきた草の根・人間の安全保障無償の共同レビューを発展させた形ではじまったものである²。2014 年 10 月までにバングラデシュ、カンボジア、スリランカ、フィリピン、タンザニア、ペルー、ラオスの 7 か国にてフォローアップ事業が行われている。

ウズベキスタンでのフォローアップ事業は、下記の理由により JANIC より当会に推薦があったものである。

- 同国にて活動している日本の NGO が存在しないこと
- セーブ・ザ・チルドレンが依頼時には事務所を有していたこと(2014 年を持って閉鎖の方向)

当会は在ウズベク大と業務委嘱契約を締結し、ウズベキスタンにおける草の根・人間安全の保障無償資金協力の NGO によるフォローアップ調査を行うこととなった。

¹ NGO 側事務局：特定非営利活動法人国際協力 NGO センター（以下「JANIC」と略）、外務省側事務局：国際協力局民間援助連携室。

²経緯詳細については(特活)アフリカ地域開発市民の会(CanDO)「草の根・人間の安全保障無償資金協力の現地調査報告書 対タンザニア草の根・人間の安全保障無償資金協力に係る本邦 NGO によるフォローアップ事業」、2013 年 2 月、1～2 頁参照

3. 調査の概要

(1) 調査案件

本事業に関して、具体的な調査案件の選定は在ウズベク大が行った。在ウズベク大は、平成 21 年から平成 24 年にかけて実施した草の根無償案件のうち、限られた日程及びリソースで調査を行うことから、医療保健分野 4 件と教育研究分野 7 件の合計 11 件を選定した。このことから、今回の調査はウズベキスタンにおける草の根無償事業全体を網羅したものではない。

(2) 案件の特徴

今回調査した案件全体に共通する点として、下記が挙げられる。なお、分野の区分は在ウズベク大に従っている。

- 全て機材供与案件である。
- 供与限度額と供与品目の合計が同一額である。言い換えれば、人件費等の支出はない。
- 被供与団体は全て公的機関であり、NGO 等の民間団体ではない。

教育研究分野の案件 7 件のうち、「タシケント市第 106 聴覚障害児学校機材整備計画」を除く 6 案件に関しては、下記の共通点を見出すことができる。

- 対象校が 9 年生(日本の中学校 3 年生に該当)までの初等及び中等教育である。
- 供与機材が机、椅子等の教育機材、裁縫ミシン等の技術教育、冷蔵庫等の給食用機材、ステレオ、テレビ等の電気機器である。体育機材も供与しているが、バレーボールセット 1 式もあれば、卓球台、鞍馬等もあり、学校により一部異なっている。

(3) 調査の手法

本事業の調査は下記の 4 要素から成り立っている。

- 関係資料のレビュー。調査訪問実施前に、外務省国際協力局開発協力総括課及び在ウズベク大より提供を受けた調査訪問 11 案件の請訓表等を確認し、草の根無償の制度に関する文書を吟味した。
- 日本国内における関係者に対して、メール等での聞き取りを実施した。
- 11 案件の調査訪問。調査訪問時には供与機材の使用、メンテナンス、管理状況を確認するとともに、裨益効果や今後の支援のニーズなどに関して被供与団体関係者への聞き取りも行った。
- 在ウズベク大他ウズベキスタン国内の事業のステークホルダーへの聞き取りも行った。

4. 調査日程

日付		行程
11月4日(火)	09:10	成田発—ソウル着(KE706)
	15:30	ソウル発—タシケント着(KE941)
11月5日(水)	10:00	在ウズベキスタン日本国大使館訪問
	11:50	平成23年度 血液学研究所付属病院機材整備計画訪問
	15:30	平成23年度 タシケント市第106聴覚障害児学校機材整備計画訪問
	17:40	JICA ウズベキスタン事務所訪問
11月6日(木)	08:30	タシケント発—サマルカンド着(特急762号)
	10:40	平成22年度 サマルカンド州サマルカンド市第33学校機材整備計画訪問
	12:30	タイラック地区へ車両にて移動
	14:55	平成22年度 サマルカンド州タイラック地区第45学校機材整備計画訪問
	16:15	平成24年度 サマルカンド州タイラック第47学校機材整備計画訪問
11月7日(金)	09:00	サマルカンド発—ブハラ着(車両にて移動)
	14:50	平成23年度ブハラ州精神・神経症小児リハビリセンター機材整備計画訪問
11月8日(土)	08:45	ブハラ発—タシケント着(HY1336)
	午後	資料整理等
11月9日(日)	午前	資料整理等
	14:00	タシケント発—フェルガナ着(車両にて移動)
11月10日(月)	08:30	平成23年度 フェルガナ州フェルガナ市第9学校機材整備計画訪問
	10:30	平成22年度 フェルガナ州フェルガナ市病院機材整備計画訪問
	12:00	フェルガナ発—アンディジャン着(車両にて移動)
	14:15	平成21年度 アンディジャン州アンディジャン市第37学校機材整備計画訪問
	16:20	平成22年度 アンディジャン州総合医療センター機材整備計画訪問
	17:30	アンディジャン発—ナマンガン着
11月11日(火)	08:00	ナマンガン発—トラクルガン郡着
	09:00	平成23年度 ナマンガン州トラクルガン地区第38学校機材整備計画訪問
	11:00	トラクルガン郡発—タシケント着(車両にて移動)
	16:30	在ウズベキスタン日本国大使館訪問
	21:20	タシケント発—ソウル着(KE942)
11月12日(水)	10:10	ソウル発—成田着(KE703)

5. 調査実施者

参加区分	氏名	所属・役職
同行者	鈴木 宏典	外務省 国際協力局 開発協力総括課 課長補佐(ただし、11月6日まで)
	水野 裕子	外務省 国際協力局 開発協力総括課 経済協力専門員
調査実施者	紺野 誠二	公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 海外事業部 プログラム・オフィサー
	藤田 真人	公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 海外事業部 プログラム・オフィサー
通訳	ディルムロッド・ユスポフ	在ウズベキスタン日本国大使館草の根・人間の 安全保障無償資金協力外部委嘱員

※敬称略

(2)平成 23 年度 タシケント市第 106 聴覚障害児学校機材整備計画

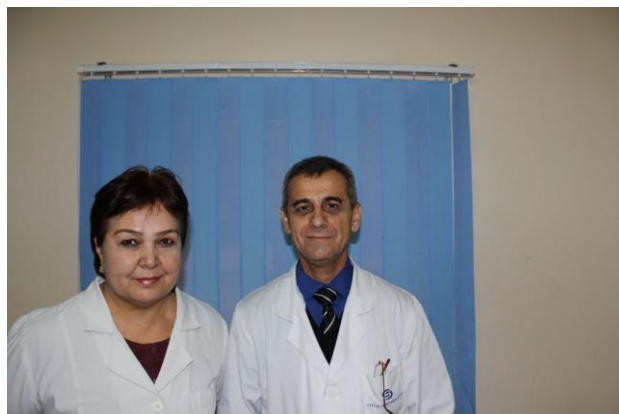
1. 案件概要	
案件名(日本語) (外国語)	平成 23 年度 タシケント市第 106 聴覚障害児学校機材整備計画 The Project for Improvement of Equipment for the Special Boarding School No.106 for Children with Hearing Defects of Tashkent City
被供与団体名(日本語) (外国語)	タシケント市第 106 聴覚障害児学校 The Special Boarding School No. 106 for Children with Hearing Defects of Tashkent City
供与額(送金通貨) (円貨)	96,900 米ドル 8,624,100 円
分野	教育研究
贈与契約締結日	平成 24 年 2 月 21 日
事業開始日	平成 24 年 2 月 21 日
事業完了日	平成 25 年 2 月 21 日
完了報告書提出日	平成 25 年 3 月 20 日
案件の要約	設備の老朽化によりその運営に困難をきたしているタシケント市第 106 聴覚障害児学校において厨房及び洗濯室の設備を整備することにより、清潔で快適な聴覚障害児の生活・教育環境を提供するもの。
案件内容	児童・生徒に清潔で快適な生活・教育環境を提供するため、厨房及び洗濯室の老朽化した設備を更新・整備し、就学環境を向上させる。
裨益効果	タシケント市第 106 聴覚障害児学校に通学する 349 人の児童・生徒、教職員 64 人、用務員・寮母 41 名に直接裨益する。
供与機材等	学校家具・機材 冷凍庫(2 台)、冷蔵庫(2 台)、大型冷凍庫(1 台) 大型冷蔵庫(1 台)、大型電気調理鍋(1 個) 電気調理鍋(1 台)、三段オーブン(1 台) 電気プレート(2 台)、大型電気コンロ(1 台) 大型湯沸かし器(2 台)、大型洗濯機(2 台) 大型乾燥機(1 台)
案件形成の経緯(地域事情、政策、社会状況、慣習)	① ウズベキスタン政府は経済的に厳しく、予算を十分にさくことができないため、古い機材を修理、補修して使用し

等)	ている。 ② タシケント市第 106 聴覚障害児学校では、国内の全域から生徒を受け入れており(タシケント出身の生徒は約 30%)、生徒は夏休み以外寄宿生活を送っている。 ③ 学校の設備は 1990 年の設立以降、教室の椅子・机・棚等を除いて更新されておらず、老朽化している。全寮制の学校のため、食事や衛生等の充実が不可欠であるが、厨房及び洗濯室における機材老朽化の度合いは進んでおり、本来の機能を果たしていない。 ④ 冷蔵庫、電気オーブン、コンロ等も本来の機能を果たしていない。洗濯機や乾燥機も破損している。
草の根無償を知ったきっかけ	副校長から「どうやって支援について知ったかわからないが、前の会計担当が見つけた」とのコメントを得た。
2. フォローアップ調査概要	
訪問日時	2014 年 11 月 5 日(水) 15:30－16:45
訪問先	Boarding School No. 106 for Children with Hearing Impairments
訪問者	鈴木、水野(以上、外務省)、藤田、紺野(以上 SCJ)、ユスポフ(在ウズベク大、通訳)
受入者	ラノ・ミルファヨゾヴァ副校長他
3. フォローアップ調査の所見	
供与品目の使用状況	● 供与された機材は全て適切に使用されており、これまで故障したこともない。 ● 訪問時は学校が秋休みで、冷蔵庫や冷凍庫は空であったため、使用の確認はできていない。
供与品目のメンテナンス状況	供与された機材は全て適切にメンテナンスがなされていた。特に洗濯機に関しては、使用するたびに中を洗うなどしている。
供与品目の保管状況	● 使用している場所にて適切に保管されていた。 ● 冷凍庫に関しては、別棟の倉庫におかれていた。
裨益効果 (DAC 評価 5 項目:妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性を参考に)	● 老朽化した機材を使用することは困難であること、政府や他ドナーによる支援も容易ではないことから、妥当であったと考える。 ● 入寮している子どもたちの衛生状態や健康状態が保たれていると推測でき、子どもの健全な育成という観点から正の影響はある。一方、負の影響は見られない。

	● 使用している機材の管理にはおおむね担当者が決まっており、適切に使用され、かつ、維持管理費も計上されていることから、便益が持続すると期待される。
広報（日本の支援であることが報じられたか）	供与機材には適切に ODA ステッカーが貼られている。
その他	平成 25 年 3 月に在ウズベク大がモニタリングを実施している。
4. 被供与団体及び受益者からのコメント	
● 厨房で何か欲しいものがあるか、という問いかけに、「今のところ足りている」と調理担当者から回答を得た。 ● 洗濯の担当者より、「洗濯機に関しては容量が 25Kg と大きいため、10Kg しか洗濯物を入れないと軽くて揺れてしまうのが欠点」とのコメントがあった。 ● 「きれいに洗えるようになり、洗濯時間が短くなった。」と、洗濯担当者が回答。	
5. 調査者からのコメント	
● 調理担当者から冷凍庫のある別棟は常に鍵をかけており、子どもたちが入れないようにしているとの報告を受けていることから問題はないと思われる。今後も特に冷凍庫に関しては安全管理を徹底することが望ましい。 ● 校長の役割として支援者探しがあるとの報告を受けた。政府による財政的な支援が限られている点から考えれば、重要な活動である。 ● 完了報告書には、トイレの修復と 337 人の子どもへの補聴器の支援に関する申請を考えているという記述があったが、訪問時にその要請は聞かれなかった。 ● 本校には保護者会が存在し、以前には保護者からの寄付にてテレビを購入した経験がある。	

付録 写真資料

(1) 平成 23 年度 血液学研究所付属病院機材整備計画



ヒアリングを行った担当医



超音波診断装置



診察を受けてきた患者



可動式 X 線診断装置



併用している旧型の超音波診断装置



室内の前にある看板
日本政府による支援を示している

(1)平成 23 年度 血液学研究所付属病院機材整備計画

1. 案件概要	
案件名(日本語) (外国語)	平成 23 年度 血液学研究所付属病院機材整備計画 The Project for Improvement of Medical Equipment for the Hospital of the Scientific Research Centre of Hematology and Blood Transfusion of the Republic of Uzbekistan
被供与団体名(日本語) (外国語)	血液学研究所 The Scientific Research Center of Hematology and Blood Transfusion of the Republic of Uzbekistan
供与額(送金通貨) (円貨)	105,500 米ドル 9,389,500 円
分野	医療・保健
贈与契約締結日	平成 24 年 2 月 21 日
事業開始日	平成 24 年 2 月 21 日
事業完了日	平成 25 年 2 月 21 日
完了報告書提出日	平成 25 年 3 月 11 日
案件の要約	血液学研究所附属病院において、老朽化している医療機材を新たに整備するもの。
案件内容	血液学研究所附属病院小児科病棟において以下の医療機材を整備し、地域医療体制の強化を図る。 ① 超音波診断装置 ② 可動式 X 線診断装置
裨益効果	● 本件実施により、患者に対する適正な診断が可能となり、地域の患者が迅速で適切な医療サービスを受けることが可能となる。 ● 本病院における医療サービスの向上に貢献することで、国内各地から小児科に来院する血液の疾病の患者(月間 100 人)に裨益する。
供与機材等	① 超音波診断装置(1 台) ② 可動式 X 線診断装置(1 台)
案件形成の経緯 (地域事情、政策、社会状況、慣習等)	① 病院内の予算不足のため、医療機材の更新のための資金がない。 ② 耐用年数を超えた機材を修理しながら使用していたため、安全性に問題があっただけでなく、迅速かつ適切な診断と処置の障害となっていた。 ③ 本研究所は中央アジア唯一の血液学研究所であり、同附属病

	院はウズベキスタンの中心的な血液専門病院である。同病院の 2010 年の平均月間来訪患者数は 510 人(成人 400 人、小児 110 人)、その 90%が白血病患者である。 ④ 同病院では多くのドナーが支援を行ってきたが、小児科病棟(40 床)は病棟が建てかえられたのみで主要機材の欠如もしくは老朽化が進んでいる。
草の根無償を知ったきっかけ	以前この病院で勤務していた青年海外協力隊(JOCV)の隊員から草の根無償の存在を知り、在ウズベク大のホームページを確認した。
2. フォローアップ調査概要	
訪問日時	2014 年 11 月 5 日(水) 11:50－13:00
訪問先	Research Institute of Hematology and Blood Transfusion
訪問者	鈴木、水野(以上、外務省)、藤田、紺野(以上 SCJ)、ユスポフ(在ウズベク大、通訳)
受入者	アロヌール・B・サイドフ院長、医学部長、担当医
3. フォローアップ調査の所見	
供与品目の使用状況	① 音波診断装置 古い旧型の機材も使用されているものの、供与機材は新型の中国製で、ほぼフル回転で利用されている。この機材が使用できる医師は、公的機関で専門の研修を受けた者と定められており、適切な知識・技能をもった者のみが使用していることが確認された。 ② 動式 X 線診断装置 旧型の機材も併用しているものの、供与機材は中国製で、1 日当たり約 5 人の患者に対して使用されている。専門の研修を受けた医師に加え、看護師も使用しているが、診断は医師のみが行っている。
供与品目のメンテナンス状況	年 1 度、院内の全医療機材をメンテナンスしており、両機材ともにその際に点検をしている。
供与品目の保管状況	両機材ともに大型かつ持ち運ぶ機械ではないため、室内でそのまま保管している。
裨益効果 (DAC 評価 5 項目:妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性を参考に)	● 両機材ともに使用頻度が高く、多くの患者が新型の機材による検査を受けることが可能になり、本機材の供与は有効なものといえる。 ● 供与機材の選定過程において、院内の医師たちで相談しながら、必要性の高い機材を選定しており、妥当性は高い。また、供与されてからこれまで故障はなく、供与機材の品質は

	妥当なものだったと言える。 ● 超音波診断装置に関しては、新型のデジタル機材を使用しており、より詳細な患部の状態が確認でき、診断の精度が向上した。 ● これまでの X 線診断装置では撮影箇所を変える場合、その都度患者が動く必要があったが、新型の供与機材は可動式のため、その手間を解消し、撮影時間を短縮化できているとのコメントを得た。 ● 知識・技能をもった医師によって使用されており、継続的に機材が使用されることが期待できる。
広報（日本の支援であることが報じられたか）	ODA マークは両機材に適切に貼付けされていた。また、機材をおいている部屋の前には、日本の ODA で機材が供与されたことが書かれている銘板があり、裨益者に効果的に日本の支援であることが伝わっている。
その他	平成 26 年 5 月頃に在ウズベク大のモニタリングを受けている。
4. 被供与団体および受益者からのコメント	
● 「故障もなく、且つ精密に患者の症状を診断できるようになったため、供与機材には大変満足している。日本大使館には感謝しています。」と、病院長よりコメントを得た。 ● 現在、不足しているものがあるか、という問いかけに、「(超音波診断装置に関して)オプションの機材で小児用のデバイス(追加で取付けするもの)があれば、他の疾患も確認できるので、追加で供与してほしい。」と、超音波診断装置の担当医から回答を得た。 ● 診療を待っていた子どもと母親に聞き取りを行ったところ、「この病院で診断を受けるため、テルメズ(ウズベキスタン南部の都市、車で約 9 時間)から来た。」というコメントを得た。	
5. 調査者からのコメント	
● ウズベキスタンの血液専門病院で本機材を所有している唯一の病院であることから、上記の受益者からのコメントの通り、国外や遠方からの患者も多く、本機材の供与により、広範な地域に本事業の裨益効果が及んでいると考えられる。	

付録 写真資料

(2) 平成 23 年度 タシケント市第 106 聴覚障害児学校機材整備計画



供与された洗濯機



供与された乾燥機



三段オーブン



洗濯の担当者へのヒアリング



電気プレート



大型冷凍庫

(3)平成 22 年度 サマルカンド州サマルカンド市第 33 学校機材整備計画

1. 案件概要	
案件名(日本語) (外国語)	平成 22 年度 サマルカンド州サマルカンド市第 33 学校機材 整備計画 The Project for Improvement of the Secondary School No.33 in Samarkand City of Samarkand Region
被供与団体名(日本語) (外国語)	サマルカンド州サマルカンド市第 33 学校 The Secondary School No. 33 in Samarkand City of Samarkand Region
供与額(送金通貨) (円貨)	91,420 米ドル 8,593,480 円
分野	教育研究
贈与契約締結日	平成 23 年 2 月 18 日
事業開始日	平成 23 年 2 月 18 日
事業完了日	平成 24 年 2 月 18 日
完了報告書提出日	平成 24 年 3 月 12 日
案件の要約	サマルカンド州サマルカンド市第 33 学校の教育環境を改善 するために机、椅子、黒板、ミシン等の教育機材を整備す る。
案件内容	サマルカンド州サマルカンド市第 33 学校の教育環境を改善 するために机、椅子、黒板、ミシン等の教育機材を整備する ことで、教育環境の向上を図る。
裨益効果	● 生徒数 1,191 名(男子生徒 614 名、女子生徒 577 名)、 校長 1 名、教師 47 名の教育環境が改善する。 ● 教育環境の改善により、将来的に地域全体の社会・経 済発展に間接的に裨益することが期待される。
供与機材等	学校家具・機材多数。主なものは下記の通り。 生徒用机(300 個)、生徒用椅子(600 個)、黒板(20 個)等の 教育教材 縫製ミシン(10 個)、アイロン(4 個)等の技術道具 給食用教材(冷蔵庫及びオーブン) 体育機材(肋木(ろくぼく)、卓球台等) ステレオ・コンポーネント・システム、テレビ、DVD、コピー 機、プリンター各 1 台
案件形成の経緯(地域事 情、政策、社会状況、慣習	① 予算を確保できないため、旧ソ連時代の機材を修繕し ながら活用している。

等)	② 2006年に旧校舎の屋根及び床を補修し、学校の備品の約10%にあたる黒板、机、椅子が導入されたものの、それ以外は古いままである。 ③ 教育用具は学校職員や父兄が修理しているものの、修復には限度がある。
草の根無償を知ったきっかけ	支援について知った経緯は不明(以前にいた校長が申請したため)。しかしながら、申請については、保護者会にて話し合った。
2. フォローアップ調査概要	
訪問日時	2014年11月6日(木) 10:40-12:30
訪問先	Secondary School No. 33 in Samarkand city
訪問者	鈴木、水野(以上、外務省)、藤田、紺野(以上 SCJ)、ユスポフ(在ウズベク大、通訳)
受入者	ヌリトウ・ズイノバ・ズルホムール校長他
3. フォローアップ調査の所見	
供与品目の使用状況	● 生徒用机や椅子等多数供与された機材をすべて確認できたわけではないが、確認した範囲では適切に使用されていた。 ● ステレオ・コンポーネント・システムは移動させて使うなど、十分活用されている。
供与品目のメンテナンス状況	● 確認した範囲では供与された機材は概ね適切にメンテナンスがなされていた。 ● 供与された椅子の一部に生徒によるものと思われる落書きが散見された。
供与品目の保管状況	供与された機材をすべて確認できたわけではないが、確認した範囲では適切に保管されていた。
裨益効果 (DAC 評価 5 項目:妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性を参考に)	● 老朽化した機材を使用することは困難であること、政府や他ドナーによる支援は限られたものであることから、妥当であったと考える。 ● 裁縫ミシンは供与数量を増やしても良かったと思われる。 ● 子どもたちの学習環境という観点からすれば、椅子や机等が新しいものとなり、環境は向上したものと考えられ、正の影響があった。他方、負の影響は見受けられなかった。 ● 使用している機材の管理にはおおむね担当者が決まっ

	ており、適切に使用され、かつ、維持管理費も計上されていることから、便益が持続すると期待される。
広報（日本の支援であることが報じられたか）	● 地元紙で一度報道されたとの報告を受けた。但し、在ウズベク大には知らせていない、との回答を得た。 ● 供与機材の主なものには ODA ステッカーが貼られているものの、机や椅子 1 個 1 個に貼ってあるわけではない。
その他	これまでに 3 回の在ウズベク大のモニタリングを受けている。
4. 被供与団体および受益者からのコメント	
● 校長より「講堂に備え付けのスクリーンとプロジェクターがあるとよい。保護者会とどの機材を申請すべきか話し合った際に申請書から除外したものであるが、現在使用しているスクリーンは小さいので後ろに座っている子どもたちには見えにくい。」とのコメントがあった。 ● 保護者より「1 年生から 4 年生の教室にもテレビを供与していただけたら、なおよかった。」とのコメントがあった。 ● 秋休みだったため登校していた子どもたちは限られていたが、感謝の念を述べていた。	
5. 調査者からのコメント	
● ミシンは家庭科の授業だけでなく、放課後活動にも使用されており、子どもたちにとっても貴重な経験を積む場となっている。 ● 裁縫室でインタビューをした子ども 10 人のうち、保護者が裁縫により収入を得ている子どもは 1 人であった。裁縫の技術を習得することが必ずしも収入につながるとまでは言えない。 ● 本校には保護者会が存在し、学校のイベントを手伝ったり、教員と会合を持つなど、活発に活動している。 ● 教室等の修繕・修復はウズベキスタン政府からの支援で行っている。 ● サマルカンド市全体で同種の学校は 86 校あり、現在までに 24 校が支援を受けている。現在 3 校で申請中。 ● 州の教育局、学校の校長会とで話し合って協力をしており、多くの校長は本スキームについて何らかの情報を得ている。	

付録 写真資料

(3)平成 22 年度 サマルカンド州サマルカンド市第 33 学校機材整備計画



保護者(左)・校長先生(左から1つ目)にヒアリングを行っている様子



供与された机で勉強する生徒たち



講堂の椅子



日本政府の支援であることを示す看板



体育機材の肋木(ろくぼく)



給食用機材のオーブン

(4)平成 22 年度 サマルカンド州タイラック地区第 45 学校機材整備計画

1. 案件概要	
案件名(日本語) (外国語)	平成 22 年度 サマルカンド州タイラック地区第 45 学校機材 整備計画 The Project for Improvement of the Secondary School No.45 in Taylak District of Samarkand Region
被供与団体名(日本語) (英語)	サマルカンド州タイラック地区第 45 学校 The Secondary School No. 45 of Taylak District of Samarkand region
供与額(送金通貨) (円貨)	51,307 米ドル 4,822,858 円
分野	教育研究
贈与契約締結日	平成 23 年 2 月 18 日
事業開始日	平成 23 年 2 月 18 日
事業完了日	平成 24 年 2 月 18 日
完了報告書提出日	平成 24 年 2 月 12 日
案件の要約	サマルカンド州タイラック地区第 45 学校の教育環境を改善 するために机、椅子、黒板、ミシン等の教育機材を整備す る。
案件内容	サマルカンド州タイラック地区第 45 学校は 1989 年に設立さ れ、当時の教育教材を使用しており、不足、劣化の問題が ある。この環境を改善するために机、椅子、黒板、ミシン等 の教育機材を整備する。
裨益効果	● 学習環境の改善により、生徒数 958 名(男子生徒 412 名、女子生徒 546 名)と教師 74 名が直接裨益する。 ● 人口 15 万人のタイラック地区において、将来同校で学 ぶ子どもたちにも同様の裨益効果が見込まれる。 ● 教育環境改善により教育水準が向上し、将来的に地域 全体の社会・経済的発展に裨益することが期待され る。
供与機材等	学校家具・機材多数。主なものは下記の通り。 生徒用机(150 個)、生徒用椅子(300 個)、黒板(15 個)等の 教育教材 縫製ミシン(10 個)、アイロン(2 個)等の技術道具 給食用教材(冷蔵庫及びオーブン) ステレオ・コンポーネントシステム 2 台、テレビ 1 台、DVD1

	台、コピー機 2 台、プリンター 1 台
案件形成の経緯（地域事情、政策、社会状況、慣習等）	① サマルカンド州タイラック地区第 45 学校は 958 名の生徒が通学している。 ② 同校では教員及び保護者によるペンキの塗り替えなど、教育環境の改善に努めているが、限界がある。 ③ 同校の技術家庭では機材がないために、女子生徒が学校での実技ができない現状にある。
草の根無償を知ったきっかけ	明言はなかったものの、タイラック地区には以前、草の根無償により支援を受けた学校で校長を務めた人物がおり、同氏から情報が提供されていると考えられる。
2. フォローアップ調査概要	
訪問日時	2014 年 11 月 6 日（木） 14:55－16:00
訪問先	Secondary School No. 45 of Taylak District
訪問者	鈴木、水野（以上、外務省）、藤田、紺野（以上、SCJ）、ユスポフ（在ウズベク大、通訳）
受入者	ラヒーム・ナズルラ校長他
3. フォローアップ調査の所見	
供与品目の使用状況	生徒用机や椅子等多数供与された機材をすべて確認できたわけではないが、確認した範囲では適切に使用されていた。
供与品目のメンテナンス状況	● 確認した範囲では供与された機材は概ね適切にメンテナンスがなされていた。 ● 椅子と机に関しては使用していない際には青い布をかけておくなどの配慮が見られた。
供与品目の保管状況	供与された機材をすべて確認できたわけではないが、確認した範囲では適切に保管されていた。
裨益効果 （DAC 評価 5 項目:妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性を参考に）	● 老朽化した機材を使用することは困難であること、政府や他ドナーによる支援は限られたものであることから、妥当であったと考える。 ● 裁縫ミシンやアイロン等は、供与数量を増やしても良かったと思われる。 ● 子どもたちの学習環境という観点からすれば、椅子や机等が新しいものとなり、環境は向上したものを考えられ、正の影響があった。他方、負の影響は見受けられなかった。 ● 使用している機材にはおおむね担当者が決まってお

	り、適切に使用され、かつ、維持管理費も計上されていることから、便益が持続すると期待される。
広報（日本の支援であることが報じられたか）	● 地元紙及び地元のテレビ局から取材を受けたことがある。 ● 供与機材の主なもの多くには ODA ステッカーが貼られているものの、机や椅子 1 個 1 個に貼ってあるわけではない。
その他	2013 年に在ウズベク大によるモニタリングが行われている。
4. 被供与団体および受益者からのコメント	
グルノザさん（8 年生）、ソフィアさん（8 年生） ● 「近くに職業高校があるので、そこで学びたい。その学校ではいろいろな専門を選択できる。できれば大学に行きたい。」 ● 「ミシン掛けは最初難しかったが、慣れてきていろいろ作れるようになった。洋服などを作ってみたい。」	
5. 調査者からのコメント	
● 自分たちで地域の支援者と交渉のうえ青い布を入手し、机と椅子にかぶせてあることもあり、椅子と机は非常にきれいな状態であった。確認した範囲では落書き等も見当たらなかった。 ● 訪問時には学校が停電しており、電動ミシンは学校にある発電機を使用して動かしていた。冬季には停電が頻発することが予想されるが、その際でもミシンを使用することは可能である。 ● 地域にキーパーソンがおり、この人物から草の根無償についての情報が共有されていることが明らかになった。	

付録 写真資料

(4)平成 22 年度 サマルカンド州タイラック地区第 45 学校機材整備計画



ヒアリングを行った学校関係者(左から 3 名)



供与された机・椅子



カバーがされている机



音楽室の黒板



供与されたミシンを使う生徒たち



給食用機材のオーブン

(5)平成 24 年度 サマルカンド州タイラック地区第 47 学校機材整備計画

1. 案件概要	
案件名(日本語) (外国語)	平成 24 年度 サマルカンド州タイラック地区第 47 学校機材 整備計画 The Project for Equipping the Secondary School No. 47 of the Tayalak District of the Samarkand Region
被供与団体名(日本語) (外国語)	サマルカンド州タイラック地区第 47 学校 Secondary School No. 47 of Taylak District
供与額(送金通貨) (円貨)	122,327 米ドル 9,908,487 円
分野	教育研究
贈与契約締結日	平成 25 年 1 月 25 日
事業開始日	平成 25 年 1 月 25 日
事業完了日	平成 26 年 1 月 25 日
完了報告書提出日	平成 26 年 4 月 2 日
案件の要約	サマルカンド州タイラック地区第 47 学校の教育機材を整備 し、適切な教育環境を整備する。
案件内容	地域の児童・生徒に適切な教育環境を提供するため、教 室、技術室、食堂、校庭等で用いる老朽化した設備、機材を 整備し、基礎教育の質を向上させる。
裨益効果	サマルカンド州タイラック地区第 47 学校に通学する 1,200 名 の児童・生徒及び 105 名の教職員が直接裨益する。
供与機材等	学校家具・機材多数。主なものは下記の通り。 生徒用机(480 個)、生徒用椅子(960 個)、黒板(32 個)等の 教育教材 縫製ミシン(12 個)、アイロン(2 個)等の技術道具 給食用教材(冷蔵庫及びガスオーブン) 鞍馬(4 台)、雲梯(2 台)、マット(6 枚)、卓球台(2 台)等 ステレオ・コンポーネントシステム、テレビ、DVD、コピー機、 プリンター各 1 台
案件形成の経緯(地域事 情、政策、社会状況、慣習 等)	① サマルカンド州タイラック地区第 47 学校は 1,200 名の児 童・生徒が通学する大規模校である基礎教育機関であ る。 ② 同校では、黒板や椅子、机他、体育教材、技術家庭教 材も不足している。技術家庭では機材がないために、学 校での実技ができない現状にある。

	③ 同校では 2000 年に政府の補助により校舎の壁を改修する、2011 年には自助努力で暖房システムを補修している。資金の大部分は生徒の保護者及び周辺住民からの寄付である。
草の根無償を知ったきっかけ	明言はなかったが、タイラック地区には以前、草の根無償の支援を受けた学校で校長を務めた人物がおり、同氏から情報が提供されていると考えられる。
2. フォローアップ調査概要	
訪問日時	2014 年 11 月 6 日(木) 16:15－17:15
訪問先	Secondary School No. 47 of Taylak District
訪問者	鈴木、水野(以上、外務省) 藤田、紺野(以上、SCJ)、ユスポフ(在ウズベク大、通訳)
受入者	ポリユフ・フスヌディン・ガファロウチ校長他
3. フォローアップ調査の所見	
供与品目の使用状況	生徒用机や椅子等多数供与された機材をすべて確認できたわけではないが、確認した範囲では適切に使用されていた。
供与品目のメンテナンス状況	確認した範囲では供与された機材は概ね適切にメンテナンスがなされていた。特に椅子と机に関しては、すべてとは思われないが、使用していない際には青い布をかけておくなどの配慮が見られた。
供与品目の保管状況	供与された機材をすべて確認できたわけではないが、確認した範囲では適切に保管されていた。
裨益効果 (DAC 評価 5 項目:妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性を参考に)	● 老朽化した機材を使用することは困難であること、政府や他ドナーによる支援は限られたものであることから、妥当であったと考える。 ● 裁縫ミシンやアイロン等は供与数量を増やしても良かったと思われる。 ● 子どもたちの学習環境という観点からすれば、椅子や机等が新しいものとなり、環境は向上したものを考えられ、正の影響があった。他方、負の影響は見受けられなかった。 ● 使用している機材にはおおむね担当者が決まっており、適切に使用され、かつ、維持管理費も計上されていることから、便益が持続すると期待される。
広報(日本の支援であること)	● メディアによる広報がなされたかどうかは確認できなかった

とが報じられたか)	った。 ● 供与機材の主なもの多くには ODA ステッカーが貼られているものの、机や椅子 1 個 1 個に貼ってあるわけではない。
その他	事前調査および事後調査が在ウズベク大によって行われている。
4. 被供与団体および受益者からのコメント	
● 「金額を 500 万円にしてもいいから、支援の対象校を増やしてほしい」と、校長先生から回答を受けた ● 「ミシンが入ったことで、子どもたちも裁縫に興味を持つようになった。456 人(748 人中)の生徒が女子生徒なので、裁縫への興味が高くなった。」と、先生からのコメントを受けた※。(※請訓表作成時点では 1,200 名の生徒が在籍していたが、学校制度の変更により、生徒数が 748 名に減少していた。) ● 「以前は古いミシンが 5 個しかなかったが、今回 10 個供与を受けてよかった。」と、校長からのコメント	
5. 調査者からのコメント	
● 訪問時には学校が停電しており、電動ミシンは学校にある発電機を使用して動かしていた。冬季には停電が頻発することが予想されるが、その際でもミシンを使用することは可能である。 ● 卒業生の 25 人が大学に進学、うち 10 人はサマルカンドの外国語大学に進学し、韓国語や日本語を学んでいる。 ● 語学教育に力を入れており、語学学習の機械を政府からもらっており、それを学習で使っている。 ● タイラック地区には 48 校の学校があり、支援を希望している学校は多数あると思われる。 ● 第 45 学校のケースと同様、草の根無償に対して経験のあるキーパーソンが存在することにより、支援につながっていると思われる。	

付録 写真資料

(5)平成 24 年度 サマルカンド州タイラック地区第 47 学校機材整備計画



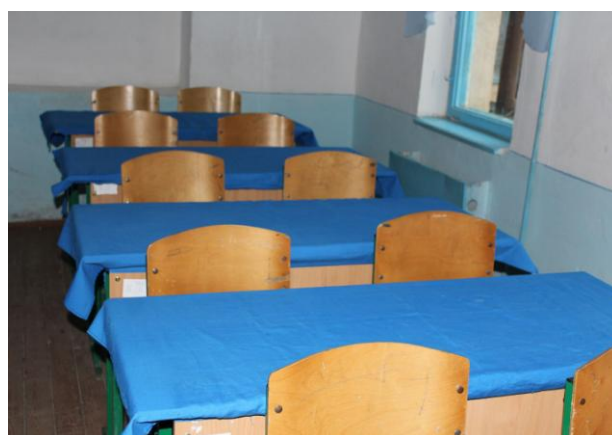
ヒアリングを行った校長



贈与式の様子を示したパネルが飾れている



給食用のオーブン



カバーがかけられている机



供与されたミシンを使う生徒たち



食堂のテーブル・椅子

(6)平成 23 年度 ブハラ州精神・神経症小児リハビリセンター機材整備計画

1. 案件概要	
案件名(日本語) (外国語)	平成 23 年度 ブハラ州精神・神経症小児リハビリセンター機材整備計画 The Project for Improvement of Medical Equipment for the Regional Rehabilitation Psycho-Neurological Center for Children of Bukhara Region
被供与団体名(日本語) (外国語)	ブハラ州精神・神経症小児リハビリセンター The Regional Rehabilitation Psycho-Neurological Center for Children of Bukhara Region
供与額(送金通貨) (円貨)	88,400 米ドル 7,867,600 円
分野	医療・保健
贈与契約締結日	平成 24 年 2 月 1 日
事業開始日	平成 24 年 2 月 1 日
事業完了日	平成 25 年 2 月 1 日
完了報告書提出日	平成 25 年 2 月 13 日
案件の要約	ブハラ州精神・神経症小児リハビリセンターにおいて、老朽化及び不足している医療機材を整備するもの。
案件内容	ブハラ州精神・神経症小児リハビリセンターにおいて、以下の医療機材を整備して地域医療体制の強化を図る。
裨益効果	● 本案件の実施により診断、治療の質の向上及び効率化が進み、リハビリテーションを通じて、社会生活に適応する能力を早期に身に着けることが可能になる。 ● 本病院の医療サービスの向上に貢献することで、月間平均 90 名の同病院の患者が直接裨益する他、ナボイ州の精神・神経症児(約 3,000 人)の医療環境が改善する。
供与機材等	医療機材 ①血液循環評価装置 ②高周波増幅器 ③超音波診断装置 ④複合理学療法装置(電気療法治療用/レーザー療法治療用) ⑤脳性麻痺患者用訓練用具一式
案件形成の経緯(地域事情、政策、社会状況、慣習等)	① 財政的な事情により、医療機材の更新のための予算が不足している。 ② 治療用機材及びリハビリ用具の不足を解消できない、また、古

	い機材を利用しており、不備が生じている。 ③ ブハラ州は同国内でも小児麻痺の罹患率が高く(障害児の42.6%)、本センターでリハビリも行っている。また、近隣他州の患者の受け入れも行っている。 ④ 基礎的な医療機材の不足は、麻痺の種類を判断する初期診断を迅速に行うことを困難にしている他、治療、リハビリにも少なからぬ支障を来している。基礎的な医療機材の提供は患者の自律的な生活の体現を側面支援する意義も大きい。
草の根無償を知ったきっかけ	ウズベキスタン保健省の国際経済局の担当官より紹介を受けた。その後、在ウズベク大のナイラ氏と連絡を取り、申請を行った。
2. フォローアップ調査概要	
訪問日時	2014 年 11 月 7 日(金) 14:50ー16:30
訪問先	Psycho-Neurological Center for Children in Bukhara Region
訪問者	水野(外務省)、藤田、紺野(以上 SCJ)、ユスポフ(在ウズベク大、通訳)
受入者	アルティコヴァ・マブルダ・アブドゥラフマノヴナ院長、担当医、看護師
3. フォローアップ調査の所見	
供与品目の使用状況	① 血液循環評価装置 約 30 人/週の患者に使用中。1 回の使用に約 1 時間を要する。 ② 高周波増幅器 約 25 人/日の患者に使用中。この機材は、公的機関で研修を受けた看護師のみ使用している。 ③ 超音波診断装置 脳性まひの患者は他の病気を持っている可能性もあるため、他の患部に異常がないかを診断するために使用している。 ④ 複合理学療法装置 約 20～40 人/日の患者に使用中。 ⑤ 脳性まひ患者用訓練用具一式 使用頻度は、リハビリテーションとして患者が個別に使用しているため不明だが、ほぼ毎日活用されていると予想される。
供与品目のメンテナンス状況	全供与機材は、1 回/年の点検を実施している。
供与品目の保管状況	どれも精密機械で、持ち運びするものではなく、室内に固定して保管している。
裨益効果	● どの機材も使用頻度は高く、供与機材は有効に活用されてい

(DAC 評価 5 項目:妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性を参考に)	ることを確認した。院長によれば、これまで州内の人のみ入院が可能だったが、保健省との協議の上、州外からの受入れも可能になった。今後は、州内外に関わらず、障害児が供与した機材によってより品質の高い医療サービスを受けられることが期待できる。 ● 入院している母親と子どもへ聞き取りを行ったところ、車で 7 時間かけてスルカンドール州から来ている患者と家族が存在することが確認された。市内のみならず、他の州の患者もこれらの設備を求めて、診療を受けに来ており、プロジェクトの妥当性を確認した。 ● 脳性まひ患者用訓練用具に関しては、患者の身体を固定するための器具を病院で自ら開発・製作し、患者の使いやすさに合わせた工夫を施しており、供与された機材の効果を高めていた。 ● 技能をもった医師・看護師が適切に機材を使用しており、またメンテナンスも行っており、継続的に機材が活用されることが期待できる。
広報(日本の支援であることが報じられたか)	● 全機材に ODA マークが適切に貼り付けされているとともに、病院内の玄関に ODA マークが張られ、日本の支援がされていることを確認できる。 ● 今回の視察に合わせて、地元のテレビ局の取材を申し入れており、当日はカメラマン及びレポーターが訪れ、本病院および本機材供与の取材を行った。本機材が供与された時も地元の新聞紙などを通じて、効果的に日本の支援を周知させていることを確認した。
その他	平成 25 年に在ウズベク大のモニタリングを受けている。
4. 被供与団体および受益者からのコメント	
● 「日本からの機材供与に大変感謝している。供与してもらう時にちょうど日本で大震災が起って、機材供与を断ろうかと思ったが、在ウズベク大の方からも進言もあり、機材供与を受けることを決めた。」と、病院長よりコメントを得た。 ● 現在、不足しているものがあるか、という問いかけに、「入院病棟や診察の病棟が古いこと、改修できるといい」と、病院長より回答を得た。 ● 入院しているお母さん(3 歳の男の子を持つ)に聞き取りをしたところ、「最初に来たときは歩けなかったし、物事を理解できずにただ寝ているだけだったが、(リハビリを行い)今は歩くこともできるようになってきた。」と、回答を得た。	

5. 調査者からのコメント

- 患者の診断、治療等に役立てようと供与された機材に器具を追加するなどの病院自ら工夫したことは、本事業の顕著な波及効果であると言える。
- 親も一緒に入院して、子どもが治療を受けられるプログラムを作っており、院長のリーダーシップをもとに、患者の目線にあったサービスの発展が期待できる。

付録 写真資料

(6)平成 23 年度 ブハラ州精神・神経症小児リハビリセンター機材整備計画



ヒアリングを行った院長・担当医(中央 3 名)



高周波増幅器



超音波診断装置



脳性まひ患者用訓練用具



ヒアリングを行った裨益者



ヒアリングを行った裨益者

(10) 平成 22 年度 アンディジャン州総合医療センター機材整備計画

1. 案件概要	
案件名(日本語) (外国語)	平成 22 年度 アンディジャン州総合医療センター機材整備計画 The Project for Supply of Medical Equipment for the ANDijan Regional Versatile Medical Center
被供与団体名(日本語) (外国語)	アンディジャン州総合医療センター The Andijan Regional Versatile Medical Center
供与額(送金通貨) (円貨)	98,590 米ドル 9,267,460 円
分野	医療保健
贈与契約締結日	平成 23 年 2 月 28 日
事業開始日	平成 23 年 2 月 28 日
事業完了日	平成 24 年 2 月 28 日
完了報告書提出日	平成 24 年 4 月 24 日
案件の要約	アンディジャン州総合医療センターに対し、老朽化及び不足している医療機材(主に外科手術関連機材)を整備するもの。
案件内容	アンディジャン州総合医療センターに対し医療機材(手術用具)の整備を支援し、地域医療体制の強化を図る。
裨益効果	● 本医療センターが整備されることにより、特に外科手術において医療サービスが向上し、迅速で的確な治療等の処置を行うことができ、患者が適切な医療サービスを受けることができる。 ● アンディジャン市 37 万 5 千人、アンディジャン州全体で 254 万人だけでなく、隣国からも患者の受け入れを行っており、潜在的な裨益効果は高いと見込まれる。
供与機材等	①手術用双眼鏡(3 個) ②手術台(2 台) ③手術用照明(3 個) ④血液凝固装置(2 個) ⑤吸引器一式(3 個) ⑥人口呼吸器(2 個) ⑦デルマトーム(1 台) ⑧マイクロ手術用器具一式(1 個) ⑩搬送用荷台(1 台)

案件形成の経緯（地域事情、政策、社会状況、慣習等）	① ウズベキスタンでは国家計画に基づき保健・医療サービスの向上に努めているものの、予算的制約により医療機材の更新のための資金が不足している。 ② 本医療センターは州の拠点病院であり、外科手術（特に皮膚の移植）の分野で高い技術を有するとの評価がある。平成21年には1907件の外科手術を実施、ウズベキスタン全土のみならず、隣国からも患者を受け入れている。 ③ 州拠点病院としては医療機材の整備が十分でなく、旧ソ連時代の機材を使用、経年劣化している。機材不足は迅速かつ的確な診断と医療処置における著しい障害となっている。
草の根無償を知ったきっかけ	他の病院の院長から草の根無償の存在を知った。
2. フォローアップ調査概要	
訪問日時	2014 年 11 月 10 日（月） 16:20－17:30
訪問先	Andijan Regional Versatile Medical Center
訪問者	水野（外務省）、藤田、紺野（以上 SCJ）、ユスポフ（在ウズベク大、通訳）
受入者	ユルダシヨフ・アブドウル・ガニ・ハビブラ・ユーイッチ院長、担当医
3. フォローアップ調査の所見	
供与品目の使用状況	- 年間約 600 回の手術を行っており、機材供与は 2 室ある手術室で使用している。手術台、手術用照明、搬送用荷台、吸引器一式、マイクロ手術用器具一式など手術における基本的な器具で、手術の都度、使用している。特に、聴覚関連の手術では、レンズやランプ、手術台等が役に立っているとのコメントを得た。 - デルマトームおよび血液凝固装置は、供与されたままの箱に収納されたままで、且つ使用している形跡もなく、使用状況の有無は確認できなかった。
供与品目のメンテナンス状況	使用の都度、メンテナンスを行っているとのコメントを確認した
供与品目の保管状況	手術室にて保管
裨益効果 （DAC 評価 5 項目:妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性を	供与された機材によって、手術時間の短縮が可能になり、手術による患者の負担を軽減できるとともに、より多くの患者を見ることが可能になったとコメントをもらっ

参考に)	た。 ● 整形外科における国際的な資格を持った医師を有しており、適切な知識・スキルを持った医師によって活用されることが期待できる。 ● 一部の供与機材(デルマトーム、血液凝固装置)で、高い頻度での使用は確認できなかったため、供与機材の選定において病院内での実際のニーズが正しく反映されたものだったかは、疑問が残る。 ● この地域ではしばしば停電が発生するが、2 次電源が備えられており、手術中に停電が発生しても、医療器材を使って手術を継続できることを確認した。
広報(日本の支援であることが報じられたか)	● 供与機材には、正しく ODA マーク正しく貼り付けされていることが確認された(手術用器具など一部を除く)。 ● 病院の入り口に日本の草の根無償で医療器材が供与されたことを示したバーナーもあり、裨益者である患者にも適切に周知されている。
在ウズベク大によるモニタリング	平成 25 年に在ウズベク大のモニタリングを受けている。
4. 被供与団体および受益者からのコメント	
● 現在、不足しているものがあるか、という問いかけに、「手術室が 2 室から 6 室に増えたので、追加の機材供与の申請を予定している」と、病院長から回答を得た。 ● 他の国や国際機関からの支援があるか、という問いかけに「もらったことはない。ただ、2018 年にドイツ政府による機材支援がウズベク国内の 5 か所の病院で予定されており、本病院もそれに含まれている。」と、病院長から回答を得た。 ● 草の根無償に対する要望があるか、という問いかけに、「医療機材は(1 個当たりの) 機材が高いため、10 万ドルだとかなり厳しい。今回の機材も、安いロシア製を買うことにした。」と、担当医から回答を得た。	
5. 調査者からのコメント	
● 手術回数は、国境を閉じたことで海外からの患者が減ったこともあり、ピーク時の年間 1,000 回から 700 回/年に減少している。また、現在、手術の順番待ちはなく、予約制でその都度実施できているため、現時点で、機材・設備不足がそれほど深刻に存在するとは考えにくい。	

付録 写真資料

(7)平成 23 年度 フェルガナ州フェルガナ市第 9 学校機材整備計画



聞き取りを行った校長先生



日本政府による支援を示したサインボード



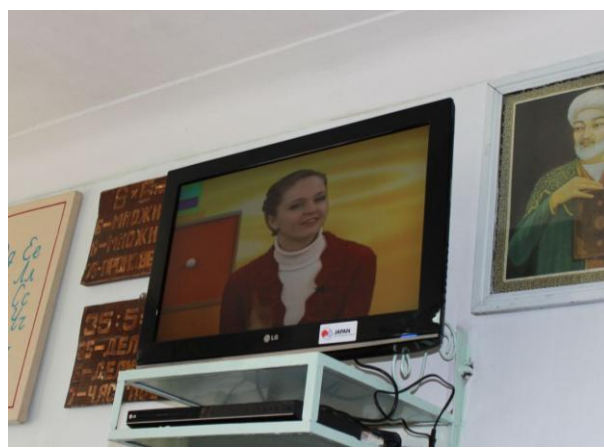
冷蔵庫



供与された机・椅子を使用する生徒たち



ミシン



視聴覚用のテレビ

(8)平成 22 年度 フェルガナ州フェルガナ市病院機材整備計画

1. 案件概要	
案件名(日本語) (外国語)	平成 22 年度 フェルガナ州フェルガナ市病院機材整備計画 The Project for Supply of Medical Equipment for the Fergana City Medical Union of Fergana Region
被供与団体名(日本語) (外国語)	フェルガナ州フェルガナ市病院 The Fergana City Medical Union of Fergana Region
供与額(送金通貨) (円貨)	97,800 米ドル 9,193,200 円
分野	医療・保健
贈与契約締結日	平成 23 年 2 月 28 日
事業開始日	平成 23 年 2 月 28 日
事業完了日	平成 24 年 2 月 28 日
完了報告書提出日	平成 24 年 2 月 28 日
案件の要約	フェルガナ州フェルガナ市病院に対し、老朽化及び不足して いる医療機材を整備するもの
案件内容	フェルガナ州フェルガナ市病院に対し、医療機材(麻酔器、3 次元デジタルスキャナー、保育器等)の整備を支援し、地域 医療体制の強化を図る。
裨益効果	● 病院に機材が整備されることにより、迅速で適切な診 断、治療等の処置を行うことができ、地域の患者が適 切な医療サービスを受けることができる。 ● 病院における医療サービスの向上に貢献し、同病院で 医療サービスを受ける年間1万人の患者に間接的に裨 益する。 ● 本件病院はフェルガナ州の拠点病院として機能してお り、同州の人口約 300 万人の潜在的な裨益が見込まれ る。
供与機材等	①超音波スキャナー(1 台) ②麻酔装置(1 台) ③新生児用保育器(1 台) ④心臓モニター(2 台)
案件形成の経緯(地域事 情、政策、社会状況、慣習 等)	① 医療従事者の技術水準の低下と医療機材の老朽化に よる医療サービスの低下がウズベキスタンでは大きな 問題になっている。予算的な制約により、医療機材の更 新のための資金を捻出できない状況にある。

	② 病院においては老朽化した医療機材を修理補修しながら使用しているが、著しい機材不足のため、迅速かつ的確な診断と医療処置に支障を来している。 ③ 本病院はフェルガナ市だけでなく、フェルガナ州約 300 万人に医療サービスを提供するが、医療機材が十分整備されていないことから、迅速かつ的確な診断と医療処置に支障をきたしている。
草の根無償を知ったきっかけ	フェルガナ州の保健局から紹介を受けた
2. フォローアップ調査概要	
訪問日時	2014 年 11 月 10 日(月) 10:30－12:00
訪問先	Fergana City Medical Union
訪問者	水野(外務省)、藤田、紺野(以上 SCJ)、ユスポフ(在ウズベク大、通訳)
受入者	エガンベルディウフ・ディシヤール・クドラビッチ副院長
3. フォローアップ調査の所見	
供与品目の使用状況	① 超音波スキャナー、②麻酔装置、④心臓モニターは、約 100～150 人/月の患者に対して使用しているとのこと。超音波スキャナーに関しては、使用することにつける記録表も確認した。 ② 新生児用保育器(1 台)は、重篤なケースや手術時のみに使用するため、使用頻度は少ないものの、早産・低体重の新生児に対して使用していることが確認された。
供与品目のメンテナンス状況	基本的には週に 1 回行う。病院に医療器材専門のエンジニアがおり、故障がある場合は、その都度対応することになっている。
供与品目の保管状況	病院の各室内でそのまま保管している。
裨益効果 (DAC 評価 5 項目:妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性を参考に)	● 超音波スキャナーは、妊婦健診用に使用している。古い中国製ものがあったが、供与されたものは最新の機材で、非常に細かく診断することが可能になった。 ● これまでの新生児用保育器は、手動で湿度や温度を管理する必要があったが、供与された機材は自動的に管理できるため、大変使いやすい。 ● 心臓モニターも、ウズベキスタン政府から供与された旧式の機材のも継続して使用しているものの、供与された機材は、検出値に異常があるとアラームがなる機能

	が備わっているため、大変利便性が高い。 ● フェルガナ市で母子保健の病棟がある病院は、本病院を含めて 2 つしかなく、確認された使用頻度を考慮すると機材の供与は妥当であると言える。 ● この地域でしばしば停電があるものの、2 次電源も備えており、手術中に停電が発生しても、機材を継続的に活用できる。 ● 技能をもった医師・看護師が適切に機材を使用しており、また病院には医療機材のエンジニアがいるので、継続的に機材が活用されることが期待できる。
広報（日本の支援であることが報じられたか）	ODA マークが適切に貼り付けされていることが確認された。
その他	平成 25 年に在ウズベク大のモニタリングを受けている。
4. 被供与団体および受益者からのコメント	
● 現在、不足しているものがあるか、という問いかけに、「手術用のモニター、心臓モニター、内視鏡手術用の機械が追加でほしい。（草の根無償に）もう一度申請しようと思っている。」と、副院長から回答を得た。	
5. 調査者のコメント	
● 未使用時は電源スイッチをオフにしたり、機材にカバーをするなど、供与機材を継続的に使用できるように配慮がなされている。	

付録 写真資料

(8)平成 22 年度 フェルガナ州フェルガナ市病院機材整備計画



ヒアリングを行った副院長(左)



心臓モニター



麻酔装置



超音波スキャナーを使用する担当医



新生児用保育器



ヒアリングを行った担当医

(7)平成 23 年度 フェルガナ州フェルガナ市第 9 学校機材整備計画

1. 案件概要	
案件名(日本語) (外国語)	平成 23 年度 フェルガナ州フェルガナ市第 9 学校機材整備計画 The project for Improvement of Equipment for the Secondary School No.9 of the Fergana City of the Fergana Region
被供与団体名(日本語) (外国語)	フェルガナ州フェルガナ市第 9 学校 The Secondary School No. 9 of the Fergana City of the Fergana Region
供与額(送金通貨) (円貨)	48,248 米ドル 4,294,072 円
贈与契約締結日	平成 24 年 2 月 21 日
事業開始日	平成 24 年 2 月 21 日
事業完了日	平成 25 年 2 月 21 日
完了報告書提出日	平成 25 年 2 月 28 日
案件の要約	設備の老朽化によりその運営に困難をきたしているフェルガナ州フェルガナ市第 9 学校において教育機材を整備することにより、適切な教育環境を提供するもの。
案件内容	地域の児童・生徒に快適な教育環境を提供するため、教室、技術室、食堂、校庭等で用いる老朽化した設備、機材を新たに更新・整備し、基礎教育の質を向上させる。
裨益効果	フェルガナ州フェルガナ市第 9 学校に通学する 1,028 名の児童生徒及び 42 名の教職員に裨益する。
供与機材等	学校家具・機材多数。主なものは下記の通り。 教室用具(生徒用椅子 264 個、生徒用机 132 個、黒板 10 個、本棚 10 個等) 体育用具(マット 10 枚、平均台 6 個、雲梯 6 個) 技術教育用機材(ミシン 10 個、アイロン 1 個) 食堂用機材(冷蔵庫 1 台、ガスオーブン 1 台) 電子機器(コピー機 1 台、モニター1 台、DVD プレーヤー1 台等)
案件形成の経緯(地域事情、政策、社会状況、慣習等)	① 本校は 1 年生から 9 年生まで 1,028 名が在籍している。同市の基幹校として外国語及び歴史の授業を重視した教育を行っており、同市及び近隣地区から通学している。卒業生は法学及び医学系の高校に進学することが

	多い。 ② 食堂のオープンは 50 年前のものであり、冷蔵庫はまったく使用不可能、体育室や技術室の教材は老朽化が進んでおり、まともに使うことのできない機材が多数である。 ③ 同校は 2009 年に政府の援助を受けて校舎の修繕と機材更新を行ったが、機材更新できた教室は 40%。210 席ある講堂も行政府の援助で整備できたのは 100 席のみ。
草の根無償を知ったきっかけ	フェルガナ地域では以前に草の根無償で支援を受けた学校があり、その学校の関係者から話を伺ってインターネットで調べた。
2. フォローアップ調査概要	
訪問日時	2014 年 11 月 10 日(月) 08:30—09:45
訪問先	Secondary School No. 9 of Fergana City
訪問者	水野(外務省)、藤田、紺野(以上、SCJ)、ユスポフ(在ウズベク大、通訳)
受入者	ズムラッド・アーメド・デヴナ・オウノヴァ校長他
3. フォローアップ調査の所見	
供与品目の使用状況	生徒用机や椅子等多数供与された機材をすべて確認できたわけではないが、確認した範囲では適切に使用されていた。
供与品目のメンテナンス状況	確認した範囲では供与された機材は概ね適切にメンテナンスがなされていた。
供与品目の保管状況	供与された機材をすべて確認できたわけではないが、確認した範囲では適切に保管されていた。
裨益効果 (DAC 評価 5 項目:妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性を参考に)	● 老朽化した機材を使用することは困難であること、政府や他ドナーによる支援は限られたものであることから、妥当であったと考える。 ● 裁縫ミシンやアイロン等は、供与数量を増やしても良かったと思われる。 ● 子どもたちの学習環境という観点からすれば、椅子や机等が新しいものとなり、環境は向上したものを考えられ、正の影響があった。他方、負の影響は見受けられなかった。 ● 学校の制服は供与された機材で同校の教員が縫製を

	行った。制服を縫製する際の実費のみで、市販で購入した場合の約半額の負担で済むため、保護者にとっても経済的なインパクトがあったと考えられる。 ● 使用している機材にはおおむね担当者が決まっており、適切に使用され、かつ、維持管理費も計上されていることから、便益が持続すると期待される。
広報（日本の支援であることが報じられたか）	● 供与については新聞やテレビ等のメディアで報道された。特に地元のニュース番組で報道された。 ● 机や椅子 1 個 1 個に ODA ステッカーが貼ってあるわけではないものの、供与機材の主なもの多くには貼られている。 ● 学校の正面玄関に供与機材等を写したサインボードがあり、毎日生徒たちはそれを目にするため、生徒の間でも供与機材に対しての周知がされている。
その他	2014 年 1 月在ウズベク大の大使がモニタリングに訪れている。
4. 被供与団体および受益者からのコメント	
● 教員から「新規の黒板が使いにくい。一度濡れ布巾で拭いてからでないと書けない。」との意見が寄せられ、その事実を確認した。 ● 「教員用のノートパソコンがあるとうれしい。効率的な業務管理ができるため。」と、教員からコメントを得た。 ● 草の根無償に対するコメントがあるかの問いに、「金額は少なくとも（例えば半額）、支援する学校の数が増えた方がよい。」との、回答を校長から得た。 ● 通学時のバスの中で、「（日本から）供与されたミシンで、学校が制服を作ってくれた」と自慢していた生徒がいるとの声を聞いた。	
5. 調査者からのコメント	
● 1 年生の教室では、新規購入した低学年用の机が足りず、一部の生徒が高学年用の机を使用しており、足が床に着かない子どもたちが散見された。教育を受ける観点からすれば、足が床に着く椅子に座らないと、落ち着いて学習することは容易ではない。 ● 申請時には生徒が約 1,200 人（請訓表では 1,028 人と記載）であったが、現在は 1,477 人で、生徒の数が増加している。人口動態等も鑑み、機材の購入数を決定することも考慮すべき点ある。 ● フェルガナ地域では既に 4 校が草の根無償による支援を受けており、本校が 5 校目である。	

付録 写真資料

(9)平成 21 年度 アンディジャン州アンディジャン市第 37 学校機材整備計画



ヒアリングを行った校長先生(左)



供与された机で勉強する生徒たち



ヒアリングを行った生徒



供与されたミシンを使う生徒たち



食堂の机



ヒアリングを行った技術・工作担当の先生

(9)平成 21 年度 アンディジャン州アンディジャン市第 37 学校機材整備計画

1. 案件概要	
案件名(日本語) (外国語)	平成 21 年度 アンディジャン州アンディジャン市第 37 学校 機材整備計画 The Project for Improvement of the Secondary School No.37 in Andijan City of Andijan Region
被供与団体名(日本語) (外国語)	アンディジャン州アンディジャン市第 37 学校 The Secondary School No. 37 in Andijan City of Andijan Region
供与額(送金通貨) (外国語)	97,023 米ドル 9,993,369 円
分野	教育研究
贈与契約締結日	平成 22 年 3 月 9 日
事業開始日	平成 22 年 3 月 9 日
事業完了日	平成 23 年 3 月 9 日
完了報告書提出日	平成 23 年 9 月 23 日
案件の要約	アンディジャン州アンディジャン市第 37 学校の教育環境を整 備改善するために、机、椅子、黒板等の教育機材購入資金 を供与する。
案件内容	アンディジャン州アンディジャン市第 37 学校は、生徒数 1,441 名の大型校であるが、教育機材の不足・老朽化による 不備が深刻な課題となっている。この状況を改善するため に、机、椅子、黒板等の教室用家具や、ミシンや視聴覚教材 等を整備し、教育環境の向上を図る。
裨益効果	● 学習環境の改善により、生徒 1,441 名と教師 91 名に直 接裨益する。 ● 将来本校で学習する子どもたちも裨益する他、教育を 通じて人材育成することにより、地域社会の発展に資 すると考えられ、アンディジャン州アンディジャン市(人 口約 36 万 3,800 人)の住民にも裨益する。
供与機材等	学校家具・機材。主なものは下記の通り。 教室用具(生徒用椅子 400 個、生徒用机 800 個、黒板 22 個、本棚 10 個等) 体育用具(マット 10 枚、バレーボールセット 1 式) 技術教育用機材(ミシン 10 個、アイロン 2 個) 食堂用機材(冷蔵庫 1 台、ガスオーブン 2 台)

	電子機器(コピー機 1 台、モニター1 台、DVD プレーヤー1 台等)
案件形成の経緯(地域事情、政策、社会状況、慣習等)	① 政府は充実した初等・中等教育の普及を目標に掲げ環境改善に努めているが、予算上の制約により旧ソ連時代に購入した老朽化した機材を補修・修理して使用している。 ② 本校は 1963 年に設立され、第 1 学年から第 9 学年まで生徒数 1,441 名(うち女子生徒 782 名)に対する教育を行っており、英語、ドイツ語、アラビア語等の語学教育にも力を入れている。 ③ 同校では教育機材の絶対的な不足により 2 交代制で授業を行っている。特にミシン、視聴覚教材、工作用機材の不備のため、実習等を行うことができない。 ④ 厨房の機材が老朽化及び不足しており、給食を十分に供給することができない。また、夏季には連日 40 度以上になるため生鮮食料品が腐るリスクも高く、衛生上も問題がある。 ⑤ 校長や教師の能力や意欲は高く、保護者及び地域住民の協力体制も整っている。 ⑥ 事業実施年はカリモフ大統領により「地方の開発と工場の年」とされており、地方に位置する同校に対する支援を実施するインパクトは大きい。
草の根無償を知ったきっかけ	アンディジャン州の州教育局から草の根無償について聞き、インターネットで調べた。
2. フォローアップ調査概要	
訪問日時	2014 年 11 月 10 日(月) 14:15ー15:45
訪問先	Secondary School No. 37 of Andijan City
訪問者	水野(外務省)、藤田、紺野(以上、SCJ)、ユスポフ(在ウズベク大、通訳)
受入者	ラシヴァ・サリエヴァ・アダジャノヴァ校長先生他
3. フォローアップ調査の所見	
供与品目の使用状況	生徒用机や椅子等多数供与された機材をすべて確認できたわけではないが、確認した範囲では適切に使用されていた。
供与品目のメンテナンス状況	確認した範囲では供与された機材は概ね適切にメンテナンスがなされていた。

供与品目の保管状況	供与された機材をすべて確認できたわけではないが、確認した範囲では適切に保管されていた。
裨益効果 (DAC 評価 5 項目:妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性を参考に)	● 老朽化した機材を使用することは困難であること、政府や他ドナーによる支援は限られたものであることから、妥当であったと考える。 ● 裁縫ミシンは供与数量を増やしても良かったと思われる。 ● 子どもたちの学習環境という観点からすれば、椅子や机等が新しいものとなり、環境は向上したものを考えられ、正の影響があった。他方、負の影響は見受けられなかった。 ● 使用している機材にはおおむね担当者が決まっており、適切に使用され、かつ、維持管理費も計上されていることから、便益が持続すると期待される。
広報(日本の支援であることが報じられたか)	● 供与機材の主なものの多くには ODA ステッカーが貼られているものの、机や椅子 1 個 1 個に貼ってあるわけではない。 ● 学校の正面玄関に供与機材等を写したサインボードがあり、毎日生徒たちはそれを目にするため、生徒の間でも供与機材に対しての周知がされている。 ● 全校集会で、時折、日本からの機材供与に関して言及しているため、生徒たちも支援を十分に認知している。 ● 図書室には在ウズベク大の広報誌「につぽにか(ロシア語版)」が展示されていた。
その他	● 2012 年 1 月と 2013 年 7 月に在ウズベク大によるモニタリングが行われている。
4. 被供与団体および受益者からのコメント	
● 2010 年に供与を受けた際に、地域の校長先生の会合で話をした。このような会合は州の教育局とアンディジャン市によって開催されている。 ● 体育の教員より「マットの品質が良くない。量があればよかった。マットは使用頻度が高いため消耗が激しく、来年の 3 月までしか使えないと思う。」とのコメントを得た。	
5. 調査者からのコメント	
● 本校では語学教育に力点をおいており、訪問の際にも「日本語を学びたい」という要望が校長より上がってきた。また、卒業生が 2 名日本で学んでいるとの報告もあった。草の根無償による支援が、教育環境の改善といった事業本来の目的にとどまらず、日本	

とウズベキスタンの友好関係へとつながるという副次的な効果を挙げているものと推測される。

- 供与機材の中には消耗品としての性格を有しているものがある。本校では体育の授業や放課後活動で活用されているマットが該当する。請訓表では「5 年間有効に利用することを書面にて誓約を取り付けた」とあるが、現実的に 5 年間活用することは難しいと思われる。

付録 写真資料

(10)平成 22 年度 アンディジャン州総合医療センター機材整備計画



ヒアリングを行った病院関係者



日本政府による支援を示した看板



搬送用荷台



手術台



マイクロ手術用器具と手術用双眼鏡



人口呼吸器

(11)平成 23 年度 ナマンガン州トラクルガン地区第 38 学校機材整備計画

1. 案件概要	
案件名(日本語) (外国語)	平成 23 年度 ナマンガン州トラクルガン地区第 38 学校機材 整備計画 The Project for Improvement of Equipment for the Secondary School No.38 of the Turakurgan District of the Namangan Region
被供与団体名(日本語) (英語)	ナマンガン州トラクルガン地区第 38 学校 The Secondary School No. 38 of Turakurgan District of the Namangan Region
供与額(送金通貨) (円貨)	46,409 米ドル 4,130,401 円
分野	教育研究
贈与契約締結日	平成 24 年 2 月 21 日
事業開始日	平成 24 年 2 月 21 日
事業完了日	平成 25 年 2 月 21 日
完了報告書提出日	平成 25 年 2 月 21 日
案件の要約	設備の老朽化により運営に困難を来しているナマンガン州トラクルガン地区第 38 学校において教育機材を整備することにより、適切な教育環境を提供するもの
案件内容	地域の児童・生徒に適切な教育環境を提供するため、教室、技術室、食堂、校庭等で用いる老朽化した設備、機材を新たに整備し、基礎教育の質を向上させる。
裨益効果	ナマンガン州トラクルガン地区第 38 学校に通学する 366 人の児童・生徒及び 42 人の教職員が直接裨益する。
供与機材等	学校家具・機材。主なものは下記の通り。 机(120 個)、椅子(240 個)、黒板(6 個)などの教室用具 バレーボールセット(1 セット) アイロン(2 台)、ミシン(15 台)等の技術家庭教育教材 冷蔵庫(1 台)、ガスオーブン(1 台)等の食堂用機材 コピー機、モニター、DVD、ステレオ機器等の電子機器各 1 台
案件形成の経緯(地域事情、政策、社会状況、慣習等)	① ナマンガン州トラクルガン地区第 38 学校は、トラクルガン地区キャッタ・クルマ村に位置する基礎教育機関であり、1 年生から 9 年生まで生徒 366 人が在籍、教職員 42 名が勤務している。

	② 行動や技術室に必要な設備が十分に整備されておらず、食堂の冷蔵庫やオープンも老朽化している。体育室は老朽化のため 2005 年から使用を中止している。職員室には机がなく、教員は作業効率の効率化を図ることが難しい状況下で勤務している。 ③ 2009 年に行政府の援助により屋根の修繕及び教育機材の更新を行ったが、更新できた教室は全体の 30%にあたる 5 教室だけであり、残りは老朽化したままである。 ④ 停電や断水がトラクルガン地区では頻発するため学校に発電機を設置することが決定している。このことから映像や音声等を使用した機材を活用することができる環境になることが期待されている。
草の根無償を知ったきっかけ	● 在ウズベク大からナマンガン州の州教育局に情報の提供があり、その後、各学校の校長宛にメールがあつて知った。 ● 草の根無償に関する情報はトラカルガン地区の教育局から聞いた。
2. フォローアップ調査概要	
訪問日時	2014 年 11 月 11 日(火) 09:00—11:00
訪問先	Secondary School No. 38 of Turakurgan District
訪問者	水野(外務省)、藤田、紺野(以上、SCJ)、ユスポフ(在ウズベク大、通訳)
受入者	ラフマノヴァ・ムファウム・サイフディノーヴァ校長先生他
3. フォローアップ調査の所見	
供与品目の使用状況	供与された機材をすべて確認できたわけではないが、確認した範囲では適切に使用されていた。
供与品目のメンテナンス状況	確認した範囲では供与された機材は概ね適切にメンテナンスがなされていた。
供与品目の保管状況	供与された機材をすべて確認できたわけではないが、確認した範囲では適切に保管されていた。
裨益効果 (DAC 評価 5 項目:妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性を参考に)	● 老朽化した機材を使用することは困難であること、政府や他ドナーによる支援は限られたものであることから、妥当であったと考える。 ● 裁縫ミシンやアイロン等の数も適切であった、と思われる。 ● 子どもたちの学習環境という観点からすれば、椅子や

	机等が新しいものとなり、環境は向上したものを考えられ、正の影響があった。他方、負の影響は見受けられなかった。 ● 使用している機材にはおおむね担当者が決まっており、適切に使用され、かつ、維持管理費も計上されていることから、便益が持続すると期待される。
広報（日本の支援であることが報じられたか）	● 機材の供与が決まった後、地域住民と祝賀イベントを実施したともに、地域の新聞が取材に来た。 ● 机や椅子 1 個 1 個に ODA ステッカーが貼ってあるわけではないものの、供与機材の主なもの多くには貼られている。
その他	● 2013 年 7 月に在ウズベク大によるモニタリングが行われている。

4. 被供与団体および受益者からのコメント

- 草の根無償の申請で苦労したことがあったかという問いに、「困ったことは申請を出したのが 2009 年なのに、助成が決まったのが 2010 年の夏休み。1 年半かかった。スクリーニングの期間を短くしてほしい。そうすると、一度申請し却下された学校も、再度申請できる。待っている時間が長いと判断に困る。」との回答を得た。
- 多くの学校の申請書が却下されたにもかかわらず、本校の申請が通った理由について聞いたところ、「自分たちは運がよかったということと、機材が必要な理由をできる限り具体的に書いたことがよかった。」との回答を得た。
- 申請が通った後、他の校長先生に「こういう風に書いた方がいいですよ。」と教えている。
- 現在、不足しているものがあるか、という問いかけに、「子どもの数が増えているため。建物の修理や新しい建物のニーズがある。」との回答を得た。

5. 調査者からのコメント

- 黒板の品質は決して良いとは言えない。フェルガナの学校に供与された機材と同じものと思われるが、その学校の黒板と同様、一度濡れ布巾で黒板を拭いてからでないと書けない。
- 校長の判断により、15 個のミシンを調達した。これにより、放課後活動でも子どもたち全員にいきわたっている。
- 今回の訪問を先方に知らせた翌日には、地域住民の多くが知るところとなったと聞いた。地域社会から草の根無償による支援が受け入れられていることを示唆している。
- 草の根無償に関しての情報が伝わっている一方、審査プロセスに時間がかかることにより、少なからぬ学校が再申請を行わない状況にあることが推測された。

付録 写真資料

(11)平成 21 年度 ナマンガン州トラクルガン地区第 38 学校機材整備計画



ヒアリングを行った校長(左)



供与されたミシンを使用する生徒



供与された机・椅子で勉強している生徒たち



供与された机・椅子で勉強している生徒たち



冷蔵庫



テレビとオーディオ機器

7. 考察

今回調査訪問した草の根無償案件は 11 件であり、教育分野及び保健・医療分野のみである。このことから、ウズベキスタンにおける草の根無償事業全体を網羅したものではないことは前述した通りである。

本章では、下記の順に論を進めていく。

1. 草の根・人間安全保障無償資金協力のガイドラインの概略
2. 草の根無償に沿った形での調査結果のまとめ
3. 供与機材の使用、メンテナンス、保管の状況
4. DAC 評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を参考にした調査結果の見直し
5. 広報（日本の支援であることが報じられたか）は行われたのか
6. 上述の結果の考察
7. ウズベキスタンにおける草の根無償の課題
8. ウズベキスタンでの課題は他国での草の根無償に当てはまるのか
9. 草の根無償実施におけるウズベキスタンの強み

1. 草の根・人間の安全保障無償資金協力のガイドラインの概略²

（1）目的：

- 人間の安全保障の理念を踏まえ、開発途上国における経済社会開発を目的とし、草の根レベルの住民に直接裨益する、比較的小規模な事業のために必要な資金を供与するもの。

（2）対象団体：

- 開発途上国草の根レベルの経済社会開発プロジェクトを実施している非営利団体を被供与団体とし（中略）、基本的に、ローカル NGO、国際 NGO、地方公共団体、教育機関、医療機関を指す。

（3）対象分野：対象分野としては、下記の 2 点が明記されている。

- 基礎生活（Basic Human Needs）分野及び人間の安全保障の観点から特に重要な分野を優先的に支援することとし、外交上のニーズを踏まえながら、草の根レベルに対する裨益効果が高い案件、小規模な支援によって特に高い援助効果を発揮する案件、人道上機動的な支援が必要な案件等を中心に支援する。
- 人間安全保障の観点から重要な分野とは、人々の生存、生活、尊厳に対する脅威を軽減し、個人やコミュニティの能力育成を目的するもの等を言い、地域紛争による難民や国

²外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力ガイドライン（平成 25 年 7 月改訂）」を再構成したもの。

内避難民の発生等の問題を克服するための案件や感染症、環境問題といった国境を超える問題が含まれる。

その一方、支援対象としない案件として、下記が挙げられている。

- 草の根レベルへの直接の裨益効果が明確でない支援。例えば、高等学術機関における研究支援、被供与団体のキャパシティ・ビルディング、特定個人乃至団体の商業活動や雇用創出に特化する案件。

(4) 供与限度額及び実施期間：

- 供与限度額は、原則として 1000 万円以下とする。
- ただし、人間の安全保障の考え方を強く反映する場合、ソフト・コンポーネントを組み合わせることにより案件の継続性の強化等を図る場合等、特別な理由がある場合には、案件の内容に応じては例外的に最大 1 億円まで認められる。
- 案件の実施期間は、贈与契約締結日より 1 年以内とする

(5) 連携・役割分担

- 民間連携として、草の根無償においても、企業が NGO 等と協力して CSR 活動との連携といった官民連携を推進していくこととする。
- 草の根無償の案件形成や中間モニタリング・フォローアップ等を活用し、可能な範囲で、JICA 実施事業（特に、技プロ、JOCV,SV 等）との連携を図る。また、国連の「人間の安全保障資金」との連携の可能性についても可能な限り検討する。
- 他の援助スキームとの役割分担の観点から、他のスキームにて支援することが適当な案件は、他のスキームでの検討を優先させる（例えば文化・芸術・スポーツ等の振興を主たる目的とする案件は、基本的に、草の根文化無償スキームにて対応）。

(6) 事前調査

- 在外公館における候補案件選定の結果、優良であり、実施案件の候補とすることが適当と判断された場合には、案件の内容や維持管理体制等についての詳細な確認を行う。
- 調査の主体は基本的に本官とするが、本官による実施が困難な場合には外部委嘱制度を活用する。

(7) 事業完了の確認

- 事業が完了したら、在外公館は被供与団体から事業完了報告書を取り付け、報告書の内容を確認する。この報告書には、供与資金の配分及び支出が明確に示された会計報告書が含まれていなければならない。

(8) フォローアップ調査

- 在外公館は、事業完了後のフォローアップとして現地調査を行い、その時点における現況を確認する(原則として 2 年後、但しそれ以前であっても積極的に視察を行うことが望ましい)
- フォローアップについては、原則として館員によるものとするが、外部委嘱員を活用することも可能とする。
- 必要に応じフォローアップ結果を被供与団体と共有し、一層有効に案件を継続せしめることが有効である。

2. 草の根無償に沿った形での調査結果のまとめ

(1) 目的

- 今般モニタリングを実施した案件 11 件を草の根無償の目的に照らし合わせてみると、目的である「開発途上国における経済社会開発」に合致していることが明らかである。
- 教育研究分野では初等及び中等教育の教育環境整備という最も基礎的なニーズを満たしたものである。
- 供与された機材は多くの学校で似通っているため、学校の特徴を生かしたものとは必ずしも言えないものの、ウズベキスタンの公教育に最低限必要な機材とみなすことができる。
- 保健・医療分野では、一部の例外はあるものの地域の二次レベル³(州・都市立病院及び地区(州、市の自治体)中央病院)の医療施設で基礎的な医療機材を供与している。

(2) 対象団体

- 今回の調査で留意すべきがこの点である。多くの国では公的機関だけではなく、国際 NGO や国内の NGO が案件を形成し、申請しているが、今回調査訪問を行った 11 の案件はすべて何らかの公的な機関により申請がなされたものである。これは他国における草の根無償案件とは様相を大きく異にし、ウズベキスタンの事情を色濃く反映している。
- ウズベキスタンの政治体制に関しては、「多くの西側諸国は、この国を中央アジアの要として重視すると同時に、大統領の強権的な政治手法をしばしば批判してきた⁴」と記されている通りの状況である。従って、NGO の活動を自由に行うことが難しいと考えられている。同国において関係者に聞き取りを行った範囲でも、複数の関係者は同様の見解を示しており、「ほとんどが官制 NGO である」とのコメントも聞かれた。事実、国際 NGO の存在を耳にすることはほとんどなく、訪問期間中に活動を確認できたのはわずか 2 団体であった。
- 本来であれば国際 NGO や国内 NGO といった団体への供与も念頭に入れる、もしくは、供与を実際に行うのが望ましい姿であろう。しかしながら、前述の理由により、NGO の活動が大幅

³ 在ウズベキスタン日本国大使館「ウズベキスタンの医療情報」2014 年 7 月

⁴ 宇山智彦編著『中央アジアを知るための 60 章【第 2 版】』(2010 年、明石書店)207 ページ

に制限される中で、実施を行うことは極めて困難である。従って、草の根無償に掲げられている目的を遂行する上で、学校や医療機関等の公的な機関への支援を行ったことは適切であると判断される。

(3) 対象分野

- 今回モニタリングを実施した分野は、教育研究と保健・医療という、いわば基礎生活分野の主流ともいえるものである。
- 今回調査を行った事業は草の根レベルにおいても高い裨益効果をもたらしている。教育研究分野であれば、学校の机や椅子といった不可欠な機材を供与しており、長期間使用続けることができるものである。また、ミシンに代表される技術家庭の教材やマットに代表される体育機材、学校での軽食に必要な冷蔵庫やガスオーブン等はほぼ毎日使用されることが見込まれる。
- 医療分野においても、周産期医療での診断に不可欠な超音波スキャナー、障害児の身体的なりハビリに大きな役割を果たしている理学療法機材など、こちらも基礎的なニーズに合致するものである。

(4) 供与限度額・実施期間

- 今回モニタリングした案件は全て 1000 万円以下であり、供与限度額を下回っている。
- 教育分野の被供与団体からは「金額を半分にしてもよいので多くの学校を支援してほしい」との見解が複数示された一方、保健・医療分野の被供与団体の一部から「供与限度額を 2 倍に引き上げてほしい」との意見が提示された。
- 事業期間も贈与契約締結日より 1 年以内であり、特に問題はない。

(5) 連携・役割分担

- モニタリングを行った範囲では医療施設 1 か所で、草の根無償と JICA の実施事業である JOCV の隊員による情報提供を足掛かりに案件が形成されるというオーバーラップが見られた。
- 訪問した学校のうち 1 校から、JOCV の日本語教師に対する関心が寄せられた。

(6) 事前調査

- モニタリングを実施した 11 か所すべてで確認したわけではないが、確認した範囲では館員もしくは外部委嘱員により適切に事前調査が行われていた。

(7) 事業完了の確認

- 会計報告書は確認してはいないものの、11 件すべての完了報告書を確認した。
- 完了報告書にはフォーマットに則した形で過不足なく情報が明記されていた。

(8)フォローアップ調査

- 11 件すべてで館員もしくは外部委嘱員によるフォローアップが行われていたことを確認した。
- 案件の中には複数回フォローアップが行われたものもあったほか、公館長によるフォローアップがなされた案件も存在した。

3. 供与機材の使用、メンテナンス、保管の状況

(1)供与機材の使用状況

- 11 案件すべてにおいて供与機材は適切に使用されていた。
- しかしながら、一部の供与機材に関しては供与が不可欠とまでは言えないものも存在した。
- 供与された機材のうち黒板に関しては、2 校で濡れ布巾で一度拭いてからでないと書けない、ものであることが確認された。
- 複数の案件において、供与された機材に独自の改良を加え、より活用しやすい状態にしていることを確認した。
- 供与機材を申請書に記載した目的以上に活用し、大きな正のインパクトをもたらしている案件も存在した。

(2)供与機材のメンテナンス状況

- 11 案件すべてにおいて供与機材は概ね適切にメンテナンスがなされていた。
- 一部の案件の医療機材に関しては病院にエンジニアが存在することで、定期的なメンテナンスを行う体制も確立されていた。
- 一部の学校では独自のアイデアで供与された機材をより長く使用できるようにメンテナンスを行っている事実も確認した。
- ごく一部の学校では、生徒による落書きが供与された椅子に対してなされていた。
- 請訓表から 11 案件すべてでメンテナンスを行う上での財政的な裏付けがあることを確認した。

(3)供与機材の保管状況

- 11 案件すべてにおいて供与機材は適切に保管されていた。
- 保管に関しては多くの機材で担当者らしき者がおり、その者が中心となって保管を行っていた。

4. DAC 評価 5 項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を参考にした調査結果の見直し

(1)妥当性

今回調査を行った 11 案件については下記の点から、妥当であると判断される。

- 教育の環境整備や医療保健分野への支援は草の根無償の目的に合致する。
- 前述した通り、ウズベキスタンの現状からして公的機関と事業を行ったことは適切である。特に供与機材のメンテナンスの点から好ましい。また、訪問した 11 案件の地方公共機関（医療・教育機関）は、草の根レベルでの支援という本スキームの対象団体とも合致している。
- 他国ドナーによる草の根無償のような支援は、他国からの草の根レベルでの支援は入っておらず、草の根無償の支援を受けた地域において、日本のプレゼンスを効果的に高めていることが推測され妥当性は高い。
- 一方、保健・医療の 4 案件はすべて二次レベルの医療施設（州・市の中央病院）であり、一次レベルの地域の診療所も医療設備が十分に整備されていない状況を考えれば、一次レベルへの支援を強化することも重要と考えられる。但し、この点に関しては申請書作成に關しての留意が必要である（理由は後述）。

（2）有効性

- 請訓表を見た限りでは、プロジェクト目標が明確に規定されているとは言えない。また、申請書自体にプロジェクト目標を記入する箇所もない。このことから、「DAC5 項目における有効性」としては判断することはできない。
- 機材の活用状況という観点から見た有効性に関しては、適切に使用され、維持管理もなされていることから、有効とみなすことはできる。

（3）効率性

- 事業期間を延長することなく、事業期間内に機材の供与がなされたことから、投入は適切であった。
- 事業費が支出超過であったとの報告は受けていない。
- 機材供与案件のため、アウトプットは達成されている。しかしながら、一部の学校では事業終了後数年が経過して、椅子や机が十分でないという状況も生じている。
- 一部の医療機材や学校に供与された給食用機材に関しては、高い頻度での使用は見られず、これらについては機材単価に対する裨益効果は小さいと言える。
- スキームの性格上、アウトカム指標は立てられていないため、アウトカム達成のための投入という観点から判断することはできない。

（4）インパクト

- スキームの性格上、上位目標は設定されていないため、上位目標の達成度の観点から議論することは適切ではない。
- 案件の実施地域や対象者にとっては、より望ましい環境で教育を受けることができるよう

になったり、医療機関にて治療を受けられるようになったり、より専門的な治療を受けられるようになるなどの正のインパクトが見受けられた。

- 供与された機材で制服を縫製し、制服代金が既製品と比べて3分の2になったケースもあり、この案件では正のインパクトが見受けられた。
- 波及効果として、一部の学校では機材供与された学校の方により良い学習環境が整備されているということで、多くの子どもがその学校に集まってしまっている状況が確認された。

(5) 持続性

- モニタリングを行った11案件すべてで、事業終了後も機材が使用されており、事業の効果は事業終了後も持続することが期待できる。
- 機材のメンテナンスや保管等も財務的にも体制的にも十分整っており、持続性は高く、問題は生じないと思われる。
- 対象者も公的機関であり、今後これらの機関が存在しなくなるとは考えにくい。

5. 広報(日本の支援であることが報じられたか)は行われたのか

(1) メディアによる報道

- 全ての案件で確認できたわけではないが、半数以上の案件で地元紙や地元のテレビ局からの取材を受けていることを確認した。
- その一方、これらの事実を在ウズベク大に必ずしも報告していないことも明らかとなった。
- 今回のモニタリングにおいて、ある案件訪問時に地元のテレビ局による取材を受けた。この案件ではメディアを積極的に活用していることが想起された。

(2) 施設内でのサインボードの設置等

- 複数の案件で施設の入口や建物内部に機材供与を受けたことを知らせるサインボードが設置されていたことを確認した。
- 機材供与を実施したある医療機関では入口に大きなサインボードが設置されており、通院者の目に留まりやすいようにされていた。
- 学校では保護者会や全校集会にて機材供与について校長から説明がなされていることも聞き取りの結果、判明した。

(3) ODA ステッカー等の貼付

- 洗濯機や冷蔵庫等の比較的大型な供与機材に関しては、ほとんどのケースでODAでの供与を示すステッカーが添付されていた。
- その一方、机や椅子など供与数が多い機材に関しては、ごく一部にODAのステッカーが

貼られている状況にあった。

6. 以上の結果を踏まえた考察

(1) フォローアップ結果の整理

これまで述べてきたことを整理すると、下記のとおりである。

- 確認した範囲では供与機材はほぼ適切に使用、維持、管理されている。とはいえ、一部使用しにくい状況にある機材も存在する。
- 被供与団体は事業期間、事業費を遵守したうえで事業を実施、完了報告書(会計報告書を除く)も提出されている。
- 在ウズベク大は事前調査やフォローアップ調査などを丁寧に実施している。
- 地元メディアを中心に広報を行っている他、サインボードの設置なども積極的に行われている。

これらをまとめると、草の根無償で規定されているガイドラインに照らし合わせてみれば、目的をほぼ達成しているとみなすことができる。

7. ウズベキスタンにおける草の根無償の課題

概ね目的を達成しているとはいえ、課題も見受けられた。ここでは大きく 3 点指摘しておくたい。

(1) 草の根無償自体の認知度

今回のフォローアップにおいて被供与団体に確認したことの一つに、「どのようにして草の根を知ったか」という点がある。

被供与団体からの聞き取り調査から、地域行政(州の教育省等)での会合や過去に草の根で支援を受けた経験のあるキーパーソンから、情報提供がなされていることを再確認した。翻ってみれば、このような場で情報提供がなされなければ申請に至らない、ということも示している。そもそもスキーム自体について知らなければ、申請することすら考えつかないからである(実際に草の根無償の情報や申請書は、多くのウズベキスタン人が読めるようにキリル文字で在ウズベク大のホームページに掲載されている)。

今回訪問した地域は、時間的な制約や治安面に配慮した形で在ウズベク大が選定している。実際の支援でも、今回訪問した首都タシケント、ウズベキスタン東部やそれ以外の比較的大都市(サマルカンドやブハラ)等に偏在している傾向があるという。他方、同国西部のカラカルパクスタン自治共和国等からの申請数自体少ないとの話もあり、支援に至ることも多くはない。

また、大使館関係者からは具体的な例として、地域医療において大きな役割を果たしている医療機関を訪問した際の話を目にした。同機関にはコンピューターがなく、データも手書きで記録しているという。コンピューターを提供するというわずかの支援で、医療に不可欠なデータ管理ができるようになり、より効率的かつ有効な診療も期待できるはずであるが、申請へとつながっていないとのことであった。また、草の根無償に関しての説明を行っても「そんなうまいはなし

があるはずがない、信じられない」という。同様の考えを有している団体も少なからず存在すると思われ、何らかの対策が必要である。

(2) 申請書の作成

平素から開発協力や人道支援に従事している立場からすると、「当然」できていることが他者にしてみれば大きな壁となっていることが少なくない。その一つが「申請書」の作成である。国際 NGO であれ、国内の NGO であれ、活動の資金を得るためには「申請書」を作成する必要がある。従って程度の差はあれ、何らかの形で「申請書」を作成した経験を有している。しかしながら、ウズベキスタンの場合では公的機関の申請が多く、これらの機関は「申請書」という考え方やフォーマットに慣れていない。従って、どこに何を記載すればいいのかは理解していても、どのように作成してよいのか、どこに力点を置くべきか、どのような添付書類がどのタイミングで必要になるか、等のノウハウがない。また、教育機関においては英語の教科を担当している教員が慣れないフォーマットに記入するケースが多いことから、その内容が的を射ないものとなってしまうかねない。結果的に、審査する在ウズベク大を納得させるだけの申請書を提出することができない、というサイクルになってしまう。

(3) NGO の活動制限とソフト・コンポーネント

聞くとところではウズベキスタンでは市民が、例えば何らかの「権利」を求めて集会を開いたりすることが容易ではなく、政府からの許可も得られない。また、NGO に限らず、企業でも、銀行からの資金の引き出しも簡単には進まない。

こうした事情から推察されるように、国際及び国内 NGO を問わず活動実施が難しく、一般に NGO が比較優位を持つと考えられる「ソフト・コンポーネント」の実施は容易ではない。しかしながら、案件によるとはいえ、より支援の効果を高めるためには、「ソフト・コンポーネント」を組み込み、ハードとソフトの両面からアプローチすることが望ましい。例えば、今回視察を行った保健・医療分野の案件においてもあくまで「治療」に主眼が置かれ、「予防」のアプローチはあまりとられていなかった。また、当事者の組織化も公式的な形ではなされていなかった。例えば、ブハラで訪問した案件では患者の保護者を組織化することにより、お互いを支えあうことができるだけでなく、政府に対して建設的な意見を上げることが可能かもしれない。

工夫次第では、何らかの形で資機材の供与にソフト・コンポーネントを入れ込むことも不可能ではない。政治的な事情を最大限に配慮しながらも、幾つかの可能性は考えられ、その点については提言にて言及する。

8. ウズベキスタンでの課題は他国での草の根無償に当てはまるのか

NGO の活動制限の側面に関しては国により大きく事情が違ふと考えられるが、スキーム自体の認知度や情報、申請書を作成する際の困難に関しては多かれ少なかれ当てはまると推測される。NGO の活動が盛んな国はさておき、特に NGO の活動が盛んでない国家においては、

上述のような課題が生じている可能性は否定できない。特に大使館が存在する首都から離れた遠隔地においては、物理的なインフラや情報インフラの整備も遅れていると考えられる。また、そのような地域で活動する NGO も決して多くはない。加えて地元での活動に根付いていればいるほど、特にローカルの NGO であればあるほど、首都のドナーとの結びつきは弱くなってしまう。

言い換えれば、首都からのアクセスが困難であり支援のニーズが最も高いと思われる場所であればあるほど、支援につながりにくい、というジレンマがあるかもしれない。

9. 草の根無償実施におけるウズベキスタンの強み

本章の最後に、強みについても言及しておく必要がある。様々な強みが考えられるが、ここでは二点あげることにする。

第一の強みは、被供与団体の実施能力である。少なくとも今回のフォローアップで訪問した 11 案件に関していえば、公的機関が実施したことや事業が機材供与ということもあり、一連の事業実施能力が高いものであり、信頼をおけるものであった。会計報告書までは確認していないものの、完了報告書は概ね 2 か月以内に提出されており、提出が最も遅かった団体でも 6 か月半であった。また、フォローアップの訪問の際にも受け入れの担当者があり、事前準備もしっかりなされていた。草の根無償を活用できる公的機関が多いという印象を受けた。

第二の強みは、草の根無償がドナー間での比較優位を持っている、という点である。案件訪問時に各担当者に確認したところ、ウズベキスタンにおいて草の根レベルでの支援を行っている他国ドナーは存在していなかった。一歩論を進めれば、このスキームを上手に活かすことができれば、ウズベキスタンにおける日本の認知度や信頼度を大幅に高めることができる、可能性もある。事実、今回の訪問では被供与団体から熱烈的な歓迎を各地で受けた。

8. 提言

最後に本章では考察を踏まえたうえで、以下の提言を行うこととする。提言は以下の三者に対して行う。

1. 在ウズベク大への提言
2. 外務省本省への提言
3. 外務本省及び NGO 側のとりまとめ団体である JANIC への提言

1. 在ウズベク大への提言

(1) 草の根無償に関しての広報の強化

一定程度避けがたいことではあるが、現実的には情報の格差が存在している現状を鑑み、在ウズベク大のホームページ以外での広報を検討することが望ましい。具体的には、下記のような方法が想定できる。

- 州・市の地方行政機関(保健局、教育局など)への情報提供。
- 被供与団体にできる限りメディアにてカバーしてもらうように依頼する。
- 大使館の館員によるメディアへの出演(テレビやラジオなど)。
- 大使館が日頃関係のある記者に記事を書いてもらうように働きかける。

また、メディアや行政機関だけでなく、被供与団体と協力して各地で説明会を設けることなども、実施可能と思われる。今年より草の根無償委嘱員が 2 名体制になったことから、できるかぎり委嘱員が各地に赴き、ウズベク語やロシア語等で話をするのが好ましいであろう。案件発掘も必要であろうが、それ以前の情報提供を丁寧に行うことがより望ましいと思われる。

(2) 申請を希望する団体や優良と思われる団体とのコンサルテーションの強化

前述した通り、経験のある NGO 等でない限り、申請書作成はハードルが高い作業である。せっかく申請の希望があり、被供与団体が自分たちなりに書いても、それが必ずしも適切なものとなるとは言えない。そこで、申請を希望する団体、とりわけ優良案件と思われるものについては、潜在的な申請団体とのコンサルテーションを行うとともに、ガイドライン等の認める範囲内で申請書作成に関するサポートを提供することが望ましい。こうした協働作業は被供与団体の能力強化にもつながるほか、在ウズベク大への信頼度も高めることになる。

(3) ガイドラインの柔軟な運用

案件分野によって供与額の設定を柔軟に行うことでより効果的な支援実施可能性も高まるであろう。

教育研究分野では、学校の規模等は考慮する必要があるが、1000 万円の供与額にこだわる必要はない。また、学校への供与機材はほぼ同一のパッケージ化された機材が供与されて

いるが、中には必ずしも必要性が高くないものも含まれていた。その供与する学校の状況に合わせて、むしろ、1 件当たりの供与額を低めにし、多くの学校への供与を行うということも可能であろう。

(4) 審査プロセスに関しての情報共有

勿論一番望ましいのは、審査プロセスの迅速化であるが、現実的に考えて容易なことではない。それであるならば、審査までにどの程度の時間がかかるか、という情報を共有することが肝要である。これにより申請団体も安心することができ、次年度以降の計画を立てることができる。また、申請が通らなかった団体への理由説明を行うことで、次回の申請の質（例えば必要書類を全部揃えるなど）の向上を図ることができよう。

(5) ソフト・コンポーネントを入れる方向性へのシフト

何度も繰り返している通り、ウズベキスタンでは NGO の活動に制限がある。また、被供与団体である公的機関は草の根無償がソフト・コンポーネントで資金供与できること自体を認知していないことに加え、機材の供与のみを望んでいるような印象も一部受けた。そのこともあり、ソフト・コンポーネントを入れることは容易ではない。とはいえ、ソフトとハードのコンビネーションも考えられるのではないか。以下、ウズベキスタンでの草の根無償による支援という文脈の中で、どのようにソフト・コンポーネントを入れ込むことができるか、その可能性を提示する。

(a) 保護者会や当事者組織

「ソフト・コンポーネント」の担い手がまったく存在しないかといえば、実は存在する。

今回のフォローアップで確認した範囲でいえば、教育分野においては保護者会がその役割を果たしうる存在と考えられた。訪問した学校においては保護者会が存在し、学校のイベントや日々の生徒のしつけといった面で一定の役割を果たしていることを確認した。保護者会や PTA の能力強化は教育支援分野でも一般的に行われている。

医療保健分野であれば、教育分野のように組織化されてはいないものの、患者会や親の会に代表される当事者組織の形成も考えられうるであろう。事実、訪問した案件の中には障害のある子を持つ保護者同士が入院期間中に知り合い、退院後に携帯電話にて連絡を取り合っているとの報告がなされた。

公的機関に付随した公式、非公式の人的ネットワークが活発に活動することで、短期的には難しいが、将来的にソフト・コンポーネントの担い手になりうる。

(b) 既存の組織によるアウト・リーチ

訪問した案件の中には、医師が毎月 1 回程度コミュニティを訪問して健康についての講話を行っているケースがあることが確認された。医療保健分野においては治療も欠かせないが、予防活動の重要性は言うまでもない。草の根無償の支援対象として機材供与に加え、こうい

ったコミュニティレベルでの予防・啓発活動も支援の対象であることを伝え、これらの活動も申請書の中に入れ込むことを申請団体に促すことが望ましい。

(6) JICA 実施事業との連携

ウズベキスタンへの支援を行う上で確認できた点として、「なんらかの権威がある組織」もしくは「長年同国で活動している組織」は活動がしやすい、ということがある。このコンテキストに立てば、日本の公的機関である JICA 実施事業との連携が受け入れられる素地は大きいと推測される。特に JOCV や SV は顔の見える援助という観点からも存在感は大きいと考えられる。支援の効果を高めるという観点からすれば、教育分野における日本語教師や青少年活動、医療施設における理学療法や作業療法、そしてソーシャルワーカー等の活用も考えられよう。JOCV や SV として障害当事者のソーシャルワーカー等を導入することも、支援効果としては高いものと思われる。

(7) 地域や分野への配慮

一部繰り返しになるが、今回の 11 案件はウズベキスタン東部の主要都市の総合病院や中心地の学校に偏っており、外部の支援が届きにくい地方遠隔地や農村部への教育・医療施設での案件発掘が望ましい。特に医療保健の分野は、全案件がウズベキスタンの保健医療システムでの 2 次レベルに属するもので、1 次レベルの地方の診療所への供与も増やすことが望ましい。また、今回調査した病院では、供与された機材に加え、併用で古い機材も継続使用していることが多く確認されており、同じ州・市内の病院の機材の配備状況を可能な限り比較・検討することが望ましい。ウズベキスタンにおける教育・医療分野の全体の開発ニーズと各地域の開発ニーズを把握し、より必要性の高い案件を作っていくことにより、草の根・人間安全保障の理念との整合性も高まると言える。

2. 外務本省への提言

(1) 本フォローアップ事業の成果の活用

今般のウズベキスタンにおけるフォローアップにおいては、多くの制限があったとはいえ、供与した機材がほぼ有効に使われ、基礎的なニーズを満たしていることが確認できた。また、草の根無償のスキームでの支援が被供与団体や地域社会で高く歓迎されていることが明らかになった。さらに、ウズベキスタンでは同様のスキームを有しているドナー国は存在しない、もしくは、極めて限られることがわかってきた。そのような国家に対して、優先的に草の根無償の資金額を振り分けることが望ましいと考える。

開発協力という観点からすれば、NGO の活動が難しく、ソフト・コンポーネントが入っていないという指摘もできるが、少なくとも供与機材の有効活用度は高い。また、草の根外交や国民への説明責任という観点から見ても草の根無償のスキームは効果的である。このことから、本スキームを在ウズベク大がより一層活用できるようにすることが必要である。

(2) 草の根無償スキームへの資金援助の強化

ガイドラインによれば、草の根無償は「開発途上国における経済社会開発を主な目的とし、草の根レベルの住民に直接裨益する、比較的小規模な事業のために必要な資金を供与するもの」であり、国際 NGO、国内の NGO や地方公共団体等にとって、日本の ODA に唯一アクセスできる大変貴重なチャネルである。開発援助においてこれらの組織が果たす役割は言うまでもないことであるが、役割はそれにとどまらない。住民レベルで日本を理解するための窓口でもあり、このスキームの更なる有効活用や強化が望まれる。

(3) 専門性を持つ人員の配置および専門分野の団体との連携

在ウズベク大関係者から、医療案件審査のプロセスにおいて申請された医療機材が望ましいものであるか等のアドバイスを、医務官にも求めた、との説明を受けた。このような柔軟な対応は極めて望ましい姿であると考え。こうした複数の視点、専門的な視点をさらに取り入れていくことが、草の根無償の有効活用には求められている。今般実施した調査の中では障害者に関連する案件が 2 件存在した。これらの案件には施設への機材供与という形で行われ、それはそれとして必要性が理解できるものであるが、障害者への支援としては障害を医療モデルで理解しているという印象を受けた。このように、案件の枠組みで見れば適切ではあるが、支援分野の流れから見ると必ずしも十分でない支援が行われている可能性がある。また、専門分野の中には既存の大使館員では判断に迷うような分野もあるであろう。

このような状況に対して、専門的な知見・スキルを持つ人材の配置や組織のサポートを受けられるように検討していくべきである。日本国内の専門分野に知見のある組織との連携を深めたり、コンサルテーションを受けられるようにする。国によっては、JICA の企画調査員のような人材を大使館に配置することも考えられる。

3. 外務本省及び NGO 側のとりまとめ団体である JANIC への提言

(1) フォーマットの整理

本フォローアップ調査をあくまでどのようなものにするかは、実施団体のイニシアチブで決定できるのが原則である。その姿勢には問題はないであろうし、個々の NGO が独自の視点で調査を行うことにより、有意義な結果を導き出すこともできる。とはいえ、フォーマットがないがゆえに、どの点を最低限押さえておくべきかが団体によってばらばらとなってしまう懸念があるほか、実施する NGO にしてみれば、限られた時間で調査を行っているため、大切な情報が抜けてしまうリスクが存在する。加えて、各団体が独自の報告書を出すことは、複数の調査内容を比較検討することを極めて難しくしてしまう。細部までを決定する必要は全くないが、最低限確認すべきことを共通のフォーマットに落としておくことが望ましい。また、報告書の細かい書式（使用する字体や字の大きさ、1 ページの文字数）もある程度決めた方が、報告書を作成する方も読むほうも作業がしやすいであろう。NGO が主導して案を用意することを期待する。

(2)過去の知見の共有

今回で本フォローアップは 7 回目を迎えた。試行錯誤で開始した事業も 7 回行えば、それなりの蓄積ができてくる。個々のフォローアップではなく、7 回分をまとめてとらえなおし、その蓄積を整理し、共有する機会を設けることがよいと思われる。過去に NGO 側から提言したものの中で実施に移していることもかなり存在すると思われる。その共有した成果物を次回以降フォローアップに従事する団体が活用できれば、さらに有用なものとなるだろう。

(了)